

第1日目(9月2日)

議長(峠 佳一君) おはようございます。ただいまから平成20年9月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

議長 ただいまの出席議員数は29名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。なお、牧野 晶君から入院付き添いのため遅刻の届が出ておりますので、これを許します。

(午前9時30分)

議長 ここで総務部長より発言を求められておりますのでこれを許します。

総務部長 本会議の貴重な時間を拝借いたしまして、皆さんのお手元に本日配付の議案、および前もって配付させていただきました議案等の修正について説明をさせていただきたいと思っております。クリップでとめてある資料をご覧いただきたいと思っております。

第84号議案、字の変更についてということで、今日新規に配付をさせていただきました。次に第86号議案、南魚沼市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について、この本文の中に地縁団体印鑑条例の印鑑が一部漏れたところがありました。まことに申し訳ありませんが丸正のところでそっくり差し替えをお願いしたいと思っております。

それから第101号議案、平成20年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第1号)でございます。これにつきましては本来なら議案でございますが、差し替えというかたちでございます。本当に一部で紙の関係もございまして申し訳ありませんが正誤表ということでここに示させていただきました。内容は、誤りは「平成年度20」となっておったのですが、「平成20年度」ということでまことに申し訳ありませんが訂正をお願いいたします。

次に平成19年度南魚沼市一般会計特別会計歳入歳出決算および基金の運用状況審査。監査員の意見書でございます。これも4ページほど修正があるわけでございます。34ページ、38ページ、39ページ、56ページということで修正箇所については下線アンダーラインを引いてございます。まことに申し訳ありませんがよろしく願いをいたしたいと思っております。

それから平成19年度南魚沼市歳入歳出決算資料。ちょっと分厚くなっている資料でございますが、その3ページほど21、73、74ということで訂正させていただきたいと思っております。

最後に平成19年度南魚沼市病院事業会計の決算書の11ページでございます。これにつきましては、議案の一覧、経緯を記入してあるところですが、1行漏れていたということで追加させていただきたいと思っております。11ページでございます。

非常に皆さんにはお手数をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。以上であります。

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、議席番号14番・井上正三君、および議席番号15番・樋口和人君の両名を指名いたします。

(「14番、了解しました」「15番、了解しました」の声あり)

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本定例会の会期については、去る8月27日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては、本定例会の会期は本日9月2日から9月18日までの17日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日9月2日から9月18日までの17日間と決定いたしました。

議長 日程第3、諸般の報告、議員派遣結果報告および監査結果の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

議長 日程第4、市長所信表明および行政報告を行います。

市長 (市長所信表明および行政報告を行う)

議長 以上で市長所信表明および行政報告を終わります。

議長 日程第5、報告第5号 所管事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。議会運営委員長・角谷英一君の報告を求めます。

角谷議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会のご報告を申し上げます。6月定例議会において当委員会に付託された継続調査の事件について、2回の議会運営委員会を開催し調査研究を行いました。第1回目については、調査事項が議会運営等に係る検討事項についてということで行いました。もう一つがその他9月定例会の会期日程について。これは今ほど議長から承認をいただきました9月2日から18日までの17日間。それから地方自治法の一部改正について説明がありました。その他ということであります。

調査の状況につきましては、期日は20年7月28日月曜日であります。委員の出席状況は全員出席で10名。その他に正副議長から出席をいただきました。調査の内容につきましては、議会運営等について今後検討すべき事項および執行部への要望事項などの検討を行いました。

2回目を行いまして、調査事項は20年9月南魚沼市議会定例会の運営についてを検討いたしました。付議事件の概要について今ほど市長からお話がありました23件の付議事件であります。会期および議事日程については、先ほど申し上げましたようにこの2日から18日までの17日間。それから決算認定議案の審議の進め方について。それから意見書の取扱いについてを検討いたしました。もう一つは議会改革についてということで検討しております。執行部要望事項の確認について。地方自治法の一部改正に係る対応について。それから議会の発言の乱れについて。それから閉会中の議会運営委員会の開催について。その他であります。

調査の状況は期日が8月27日水曜日。委員の出席状況は全員出席で10名。正副議長にも出席をいただきました。調査の内容であります。執行部から総務部長、総務部次長、総務課長の出席を求め、9月定例会の会期および議事日程等の議会運営に関する事務調査を行

い、執行部退席後に議会改革の検討などを行って、今、検討中であります。以上であります。

議長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり。)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議会運営委員長に対する質疑を終わります。

議長 総務文教委員長・笠原喜一郎君の報告を求めます。

笠原総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会の所管事務調査についての報告をいたします。

最初に調査事項 1 の国体について 2 の防災計画について、以下調査項目でありました。調査の状況ということで期日は7月18日に実施をいたしました。これは国体のリハーサル大会が始まったということで、それに合わせこの18日を選定させていただきました。調査の内容ということで、執行部、総務部長をはじめ関係課長さんから出席をいただいて調査を行ったところであります。

まず最初に1の国体についてということで、リハーサル大会の第32回全日本都市対抗テニス大会の現地調査を行いました。事務調査につきましては、この日がもう試合が始まっていて事務調査はできませんでしたが、その大会の雰囲気等をつぶさに現地調査してきたところであります。

2番目の防災計画ということで説明をさせていただきます。まず今、防災計画を作っているところでありますけれども、その大まかなものができるまで、資料編で130ページ、震災編で380ページ、それから風水害編で500ページという本当に膨大な資料であります。このものを県の指摘を受けながら今作っているところでありますけれども、その計画の大まかな内容は、一つは総則、それからもう一つは災害の予防に対して、それから災害が発生をしたときの対応計画、それから災害が発生した後の復旧・復興という4部の構想で今作られているというような説明があったところであります。

そうした説明を受けた中で質疑に移ったわけでありまして、この防災計画をどのように市民、住民に周知徹底をしていくのかというようなことにつきまして、ダイジェスト版を全戸に配布する考えはないかというような話が出ました。その中で全戸にはできないかもわからないけれども、行政区長、あるいは自主防災組織等に配布はしたいというような考えの答弁でありました。あとは見ていただきたいというふうに思っています。

それから3番の認定こども園につきましては、初めての取り組みというようなことの中で詳しく説明がありました。認定こども園の累計ということにつきましては、設置を目指しているものは幼保連携型でいきたいというようなことであります。その対象のところは浦佐幼稚園と浦佐保育園を統合して、幼保連携の認定こども園をつくっていきたいということであります。建設場所、あるいは建設計画につきましてはここに記載のとおりで、22年度に建設をしたいと。そして23年の4月から指定管理者にという制度によって業務を行いたいと

ということの説明があったところであります。こうした説明を受けた中で、建設場所につきましては、今、浦佐幼稚園の裏にある交通公園を予定しているというような話でありました。

質疑の中で、認定こども園を作ることによって何を望むのかという質問に対しましては、保育園のその中に幼稚園の教育を入れたいというようなことでありまして、ではどういう先生がこの認定こども園にあたるのかという中では、幼稚園の教諭の資格を持っている方と保育の資格を持っているということですので、両方の資格のある方から担当していただきたいというようなかたちであります。

それから料金につきましては、長時間保育の場合は他の保育園の料金体系と同じに、所得によって階層別に設定をしたいということですし、この短時間利用だけのコアタイムというところを利用する方については、大体9,000円くらいかと。それから預かり保育を加えた場合には、今の幼稚園の利用料というかにあたる1万8,500円くらいというようなことになるのかというような説明があったところであります。答弁がありました。

それから4番の税の調定状況ということで詳しく説明をいただきました。その中で1点だけ交付金という部分でマイナスの4,897万円ということであります。これは三国川ダムに国から市町村に交付金としておりてきたわけですけれども、この三国川ダムの所在が南魚沼市にあるわけですが、その所在市町村とそれから利用する市町村が同一の場合は交付金の対象外となるということで、今年度マイナス4,800万円になっているというような説明があったところであります。

それから滞納の状況等について詳しく説明があったところであります。そうした中でこの交付金に誤って交付されてきたわけですけれども、その返納はあるのかという質問に対しましては、2回ほど詰めている中ではさかのぼって返還もあるような雰囲気であるけれども、これから国の判断を待ちたいというような答弁でありました。

それから先ほどの所信表明の中にもありましたけれども、収納の滞納対策ということで、特別対策チームをつくって滞納に取り組むというような話でありました。身分につきましては、県に出向するというようなかたちになるのかなというような答弁でありました。それからどんなものを引き継ぐのかという基準については、まだはっきりしたものがないわけですけれども、金額的には30万円、あるいは50万円以上というようなひとつの基準の中で、そちらに滞納を引き継ぐというような説明があったところであります。

5のその他ということでここに書いてありますように、大変不幸な、残念な事故でありましたけれども、7月13日に起きた大和中学校の水難事故についての説明。それから五十沢地区統合小学校の建設についての説明、それからふるさと納税寄付金についての説明等があったところであります。

それからもう1枚の管外調査ということで説明をさせていただきます。7月の8日、9日ということで八王子市の高尾山学園、それから群馬県の太田市を視察させていただきました。参加人員等については記載のとおりであります。この八王子にある高尾山学園につきましては、不登校児童、生徒のための体験型学校特区ということで、「八王子市立高尾山学園」を視

察させていただきました。生徒数につきましては記載のとおりでありますけれども、本当にこのひとつの、不登校の方々の学校ということで空いた小学校校舎を活用されてやっています。なかなか自由に、また学習指導要領によらないというようなそういう部分もありまして、ちょっと戸惑いを持ったところでもありますけれども、普通の学校では登校できないけれども、ここには登校できるというようなそういう部分ではいい制度なのかなというような、そういう感じを持ってきたところでもあります。

質疑の中で、強制をする部分というのは唯一10分間の朝の読書指導だけで、あとは子どもたちに全く自由にさせるということです。携帯も、それから遅刻も、それから授業に出ても出なくてもいいというようなそういう全く自由な中でありましたけれども、そういう中で学校運営をされているのを見てきたところでもあります。なかなか固い頭の私たちにはちょっと理解できないところもありましたけれども、本当に切ない思いを持っている親御さん、あるいは子どもさんにとっては一つの画期的な取り組みかなというような感じで研修をさせていただきました。

それから次の太田市の英語教育特区につきまして、「学校法人ぐんま国際アカデミー」についてを報告させていただきます。これは太田市のおかれている立場から出てきたというふうに思っていますけれども、非常に北関東でも屈指の製造品出荷額を誇る工業都市であります。特に企業が国際的に海外に現地法人を置かれたりというそういう中で、とにかく英語でビジネスができるというか、一般的に違和感なく会話ができるというようなそういう真の国際人の育成をしたいというような要請の中で作られたものであります。

17年から始まったわけでもありますけれども、1年生と4年生を募集して今4年目ということで、小学生は全員が入りますし、中学1年までということで7つの学年で今550名の方が学んでいるというそういう中でもあります。

これは国語と社会を除く授業は、全て英語で授業をやるということです。英語を学ぶということだけでなく、英語の授業を通して授業をするということで、本当に英語漬けというそういう感じであります。そうした中で市の関りということの中では、太田市が申請者であり設置責任者ということで、私学の支援金として6億5,000万円を拠出しているということ。それから受験倍率については、1.8倍から2倍くらいであるということ。それからその生徒の割合については、太田市の生徒が大体50パーセント。県内と県外から大体各25パーセントであるというような説明があったところでもあります。

授業については視察をする時間が、時間というか日にちが指定をされてありますので見学をできませんでしたがけれども、本当にもう小学生から英語を自由に、そして違和感なく使えるというような状況になっているところでもあります。特区というようなかたちでスタートしたわけですがけれども、今はその特区が取られまして、どこでもこういうことが認可をされるというような状況になっているのを見学させていただきました。以上であります。

議長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。ありませんか。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

若井達男君 何もないようですと委員長が張り合いがないかと思ひまして、無理して手を挙げたわけではありません。先ほどの7月18日の管内調査の説明の中で、最後の段になりますがその他のところで、7月13日、大和中学の水難事故があったと。それについての教育次長からの説明があったという報告がされたわけですが、もう少しそのときの報告内容をお聞かせ願いたいというふうに思っています。お願いします。

笠原総務文教委員長 まず、いつ発生をしたか、それから場所、それから発生をした後の通報、それからそれを受けての対応、それらについて説明があったということ。それから学校の中ではそれらを受けて全校集会、それから保護者会。それからこれから夏休みに入るわけですので今後の対応というようなことについて説明がありました。

若井達男君 ありがとうございます。そしてその説明についての委員の質疑はありましたか。ただ説明を受けただけというようなかたちで終わりましたか。その点をひとつお願いします。

笠原総務文教委員長 その中で、委員の中では特にこういう痛ましい事故が起きたわけですので、それを受けて魚野川での水泳、遊泳禁止、それらについてきちんと対応した方がいいのではないかなというような質問がありました。

山田 勝君 認定こども園のところの説明をいただきました。その調査で幼保連携型というこれを目指しているということです。それに関しまして指定管理者で運営をするという方向であります、これが幼保連携型が指定管理者に当てはまるかどうか。それに関する質疑、もしくは説明がありましたかどうか伺います。

笠原総務文教委員長 それに当たるかどうかというような話の質疑はなかったかと思ひますけれども、ただ、先ほど話しをしたように保育の業務の中に幼稚園の教育的な部分を入れたいということですので、そう難しいことではないかなというふうに思っています。

先ほど言ったように、当然コアタイムの教育部分については教諭の資格を持っている方が当たるわけですし、保育の部分には保育の資格ということですので、ですから両方持っている方が当たれば、そのことに対しての問題はないかなというふうに思っています。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

議長 次に産業建設委員長、樋口和人君の報告を求めます。

樋口産業建設委員長 おはようございます。それでは産業建設委員会のまず所管事務調査についてご報告を申し上げます。調査事項につきましてはまた後で個々にお話をさせていただきます。調査の状況についてですけれども、期日、平成20年8月1日金曜日ということで、委員の出席状況につきましては9名の出席を得ております。また、議長からも出席をいただいております。調査の内容につきましてはですが、それぞれ関係のある執行部、管理者、部長、課長等の出席を求めて現地調査および事務調査を行っております。

それでは調査の内容を調査事項ということで若干の説明をさせていただきます。まず石打

大和地区・五十沢小川地区の水道事業についてということで、現地調査を含んで調査を行いました。めくっていただきまして、資料につきましては10ページ、12ページになるわけですが、その資料に基づいて執行部の方から説明がありました。

この大和地区につきましては、当初から水道といえますか水の供給が非常に困難な場所ということで、この上水に入りたいという要望が住民の方々からそれぞれずっとあったわけです。けれども、なかなかその要件に入れないといった中でいわゆる専用水道と、そういうことで今までも行ってきたわけですが、何しろ今言ったように水の供給が非常に困難といった中で、ただ、組合でもってやはり事業としてはやっていたかなければならないというようなことがどうしても出てきた。ただ、それを住民の方だけでやるには何しろ費用のかかることも非常にありますので、確か前回といえますか予算のところでも出てきたと思いますが、700万円の補助を市の一般会計の方からして少しでもその負担の軽減を図っていききたいのだというようなことでありました。

ここにありますように、水道事業についての、簡易水道ですかそれぞれの法的なそのくくりについても説明があったのですけれども、市としてもかなり難儀をいただいた中ですがまあまあこういった状況です。

それから五十沢小川地区の水道事業ということですが、水道水源としている三国川の水の取り入れ口の近くにちょっと問題があるというふうなことで、現地調査を含み事務調査をしました。これにつきまして今までも原水の取り入れについて、原水には年1回きちんと検査をしているのですけれども、これについてはここにありますように大体4回ということで水質については万全を期しているということです。この原水については51項目ほど、ここにちょっと付いていませんけれどもその検査の内容についても当日は示されております。

それで、そういった説明を受けた中で質疑等々あったわけですが、大和地区の水道については、かなり合併の前からもこの要望が多分あったわけですが、なかなかそれが当時応えられなかったということについて、今ここでするというか当時できなかったのはどういうことかというようなことですが、その当時も今も変わっていないわけですが、なかなかその土地の境目ですとかがはっきりしていない中で、ということです。

それで今もその問題が解決しているわけではないですが、先ほど言ったように何しろ住んでいる方たちが本当に困っているのだから、という考え方の中で補助を出してやったということ。

あとはまだ専用水道等々で対応している組合があるわけですが、こちらについてもやはりどこかでは設備がだめになったりというようなことも出てくるわけですので、早いうちに上水の方へ加入してもらおうと。だめになったから入るというのではなくて、今から加入をしていただいてそのときに備えていくといえますか、ある程度市の上水の中で計画的に改修を進めていくというような方向を考えてくれないかという質疑もありました。それについてはやはり当然市の方もその方向で考えているし、今、下水道の設備を進めているうえで、その辺をまた当該地区の方々には強くお願いをしていくというような答弁がありました。

あと五十沢地区の件ですけれども、やはり市民が安心してその水の供給を受けるためには、もっと厳しい水質検査などの対策をするべきではないかというようなそういう質疑がありましたけれども、なかなか予算の関係もあるので一概に全部できるわけではないけれども、内部的な検査を強化したりあるいは検査期間等もう少し検討した中で、できることについてはきちんとやって安全な水を供給したいと考えているという答弁がございました。

続きまして調査事項2です。「天地人」に関わる観光振興についてということで、現地調査。これにつきましては今、建設が進んでおります兼続公の伝世館の方を現地調査をしまして、その後、事務調査をしております。資料については13ページ、17ページになるわけですが、こちらの方に基づいてそれぞれ今の「天地人」の関係の取り組み状況、まず実行委員会の組織、あるいはその組織がそれぞれの部会がどういった取り組みをしているかという話。あるいは天地人博の概要ですとか、伝世館。それからこれからのロケ等々の対応についてということ。私どもは「天地人」の事務局につきましては総務文教委員会の方の所管だと思いますので、産業建設という中ではこの「天地人」の関係を、どういうふうに終わった後の観光に生かしていくのかということで、そちらの方を主眼とした中で説明を受けております。

15ページから15、16、17とある中でこちらの方をほぼ説明していた内容となっております。その説明を受けた中でそれぞれこの4ページにありますように質疑応答があったわけですが、来ていただいた中でお客様への対応をどういうふうにして考えていくかということと、やはりこれを行政だけの動きではなくて市民の皆さま、あるいはそれぞれ観光に携わる業者の方々にどうやってアピールしたり周知をしていくかというようなことがほとんどの質疑応答ということであります。

なかなかその辺がきちんと伝わらないジレンマ等々もあるというようなことで、ちょっとここにはきちんとその辺が出ていないですけれども、天地人博について実行委員会からどうするのかということでそれぞれあったわけです。

なかなかきちんとした出しようがないのですけれども、市の方としてはお客様の動静等々についてはきちんとそれぞれ今、検討を重ねていたり、これからどうやって周知していくかというようなことで、ただ、ちょっとその進み具合も遅いのではないかなというような質疑もありましたが、その点についても今後、ちょっと頑張るといいますか早めに進めていくということで答弁がございました。

続きまして、農業政策について。まず品目横断的経営安定対策についてということでありました。これについては18ページから23ページまで資料になっておりますけれども、まずこの名称が「水田経営所得安定対策」となったということでありまして、これについては、当初そんなに南魚沼産のコシヒカリが価格が下がるということはないだろうといった中で、なかなかこれに取り組んでいただける農家いなかったということだったわけです。けれども、それが実際には大幅な下落となって、この所得安定対策の中に入っていくというか認定になる方についてはここに入っていくということで、これについてのメリットが非常に大きかっ

た。これからもこの点について理解と加入をしていただきたいということで、これからまたさらに説明等々の努力をしていくということでありました。

次のような質疑と答弁があったということですが、主に18ページにあるように、支援対象者の要件を満たすのがいろいろありますけれども、現状のその特例として南魚沼市の場合の、例えば面積要件4ヘクタールが2.6ヘクタールまで緩和されるというような要件がありますが、この辺をもっと皆さんが入りやすいようにもう1段下げられないかということです。いわゆる皆さんがこの制度を活用するのに、もっともっとハードルを低くされないかというのがほとんどの質疑でした。

答弁につきましては、何しろいい制度ですのでそこへ入っていただくと。あるいは入りやすいようにするためにその辺についてはするかもしれないということで、非常にまたこちらについてはできるだけ行政の方としても対応していきたいのだ、という意気込みが感じられる答弁をいただいております。

続いて、農業委員会の選挙報告と活動状況についてということで、農業委員会の選挙の結果と、それから新しく農業委員会の会長となりました広田さんより来ていただきまして、まず農業委員会の事務局長から資料に基づいてこの説明があった後、広田会長の方からこれから農業委員会がどうしていくのかというようなことについて、説明と申しますかいわゆる所信を語っていただいたところでありました。この委員については・・・定員ですが、40人から35人に減った中での選挙を行ったということでありました。

このたび会長の話の中では、非常に若い方が農業委員ということで選任されてきたので、この方たちに一日も早く勉強をしていただいて、適正な農地行政を執行してもらいたいということでありました。

そんな中で委員の方から質疑ということで、農業委員会のなかの各農地特別委員会ですとか、農政特別委員会というようにそれぞれの委員会に別れているわけですが、その辺の委員会はこういった仕事をしている、こういった活動をしているかというようなことで質疑がありました。

この中で答えとしては、委員会としては年に4～5回ほど開催していますし、農地に関する問題を協議してパトロールしたりということでありました。また、女性の委員の方が3名いらっしゃるということで、なかなか男性では気が付かない視点から農業を見ていただく、あるいは新しい事業を起こしていただくということで、この辺は女性が入っていただいて非常によかったなというようなことでお話をいただいております。

それから次に、国土調査の進捗状況についてでありますけれども、24ページから26ページに資料が付いておりますが、建設部長、国土調査室長から説明がありました。それぞれ今の進み具合ですが、ここにそれぞれの県内の進捗状況が入っておりますけれども、南魚沼市においても旧大和町については平野部のほとんどが完了しています。それから塩沢町の平野部もできるところについてはほとんど終わっている。旧六日町については魚野川の東側の城内、五十沢地区の平野部は終わっています。ということであと残りをということだったわ

けですけれども、この残りについてはですがここにあるように、あと100年もかからないと全部が完了しないというような話になりますが、非常に地道な活動作業ですが、この国土調査を行うことのメリットというのは大変あるわけですので、これを着実に進めていきたいというような説明がございました。

今の質疑答弁ということですがけれども、現在の調査の立会い等々のやり方そうしたものについては、法に則った中できちんと立会いをしていただいてトラブルのないように進めていくということ。19年度調査をしたものについては、20年度、今年度中に登記ができるのかということで、それについては登記できるのだということで答弁がございました。

その他ということですが市道の認定についてということで、これはそれぞれまた今議会に議案として提案されておりますので、また皆さま方からきちんと審議をいただきたいと思えます。

続いてその他の2番目、3番目ということになりますが、先ほどからもあったように、7月27日の豪雨による災害についてということで、それぞれ建設課の部分、それから農林課の部分について、最後27ページから29ページにかけてですがそれぞれ資料がありますが、こういった災害の現状について、あったことについて説明がありました。

これにつきましては9ページにあるわけですがけれども、質疑答弁ですが、かなり現状を詳しく見ている委員のなかからその現状の把握、あるいは今後どういうふうにして直していくのか。あるいは時期的にはどうかというようなことで質疑がありました。やはりなかなかその河川ということで、管理者が市ではなくて県ですとか国ですとかということで、管理者の問題もありますし、市でできるという部分と、県あるいは国に願ってやっていかなければならない部分とあるわけですので、その辺についてよく上の方と相談をしながら早急に直せるところについては直していくということです。

これについてはこの9月末から10月の初めにこの災害の査定を受けながら修繕をしていくところは直すということと、あと直すにしてもやはり今後またこういったことのないような復旧の仕方をしていきたいのだということで話がありました。

以上で管内調査の報告を終わらせて、続いてもう一部お手元にあると思えますけれども、産業建設委員会管外調査ということで報告をさせていただきます。平成20年7月24日～25日と管外調査に行っていました。研修内容および視察先ですがけれども、新潟県の新発田市の猿害対策についてということで、主にモンキードッグの活用についてを研修してきました。それから同じく新発田市の中、歩く旅のまちづくり事業についてということで調査をさせていただきました。

それともう1点、山形県鶴岡市のエコタウンプロジェクトについてということで調査をしてまいりました。参加者につきましてはそこに記載のとおりでありますし、執行部からは農林課・荒井課長より同行いただいております。それと事務局の齋藤さんもということです。

それから内容でありますけれども、新発田市につきましてはこの猿害対策、モンキードッグの活用についてということで、やはり最近南魚沼市でも猿が出てということ非常に困っ

ているわけです。この猿害対策の新発田のモンキードッグについてそこに説明がありますが、なかなか広い範囲で猿が出没するということです。このモンキードッグ事業、活用につきましては、新たな犬をというよりはそれぞれの地域で既に飼育している犬を、猿が出てきたときに追い払うという訓練をして、その犬でもって猿が出ないようにしていくということです。結構訓練の費用もかかるようすけれども、何しろ猿が出たら犬を引き綱から放して猿を追いかけていくということですので、放したときに人に危害を加えないということが大前提になりますし、猿をいじめるのではなくて いじめると言いますか殺したり猿に危害を加えるというよりは、山へ戻ってもらうように追い払うという訓練と、それから行きっ放しではなくてきちんと帰ってきてというような訓練をしていくということでもあります。

かなりそれぞれ効果は出ているという話でありましたが、今まであるところまでは猿等々が出て地区のそこら辺にいてもある程度当たり前だなというふうに放っておいたのを、きちんとやはり自分たちの責任で追い払っていくと。出ないように仕向けていくということが、やはりその意識が大切だというのが根本のようでした。

そんな中で、それぞれここにあるようにそのことについても質疑答弁があったわけですが、読んでいただいてということになりますが、非常に効果的な事業だなというふうに感じました。今言ったように自分たちの村の作物は自分たちできちんと守っていくのだという、そのやはり自営といえますか「自分たちが」という意識が非常に大切だと。犬を放すにしろ何にしろその住民がやっていくということですので、その意識のところ非常に大事だなということを新発田の方は強調しておりました。

続いて歩く旅のまちづくり事業ということですが、「新発田市歩く旅のまちづくり計画」ということで、アクションプランを策定した中でこの事業を進めているということです。その中に市街地のお休み処として「たまり駅」というのがつくってあって、そこをそれぞれの指定管理者で運営したりしながらまちの人たち、あるいは観光に来た人たちがそこでゆっくりお茶を飲んだり、いろいろな話をしたりということをやっていました。

何しろ話をする役所の職員の方が本当に自信を持っている。私たちが押しかけて、非常にいい事業であって、このくらい人が来て、こうだあだということで本当に自信を持っていいですか誇りを持ってこの事業に取り組んでいて、これはこうなんです、こうなんですという説明にも非常に力が入っているということです。本当に何ていいますか、職員の方が情熱を持ってここへ取り組んでいるということが非常に感じられる事業でしたし、またそれだけに人が集まっていました。ここの中で指定管理でここを管理している皆さんについても本当に一生懸命管理をして、お客様のおもてなしに頑張っているという姿が非常に見受けられました。

ここについては現地調査という中でしたので、極きちんとした中で質疑応答という話ではなかったのですが、それぞれの委員の方たちが職員の方やそこにいるお客さん等々に話しかけながら聞いた意見ですとか感想等が5ページの下の方に記載されておりますので、ご覧をいただければと思っております。

続いて山形県鶴岡市のエコタウンプロジェクトということですが、ここについては鶴岡市の藤島町 鶴岡市というか合併前の鶴岡市というところで取り組んでいた事業を、合併後も鶴岡市で進めているというような中ですが、中心になっているのはやはり元の藤島町というかその地域が中心になって進めている。リサイクルシステムの構築ですとか、農産物に対してきちんと誰がどうやってという責任を持って販売をしていこうというような動きですとか、地産地消の推進等々ここへ7つほどあげておりますけれども、そういった中で進めているというプロジェクトであります。

やはり自分の市の中でバイオ燃料ですかこれを作る機械を持っていた中で、市の中の学校の給食ですとかいろいろところで出る油を、またディーゼルエンジン用に再生をして作っていたりということの中で動いているようでした。

あとまた有機肥料といいますか、家畜の糞尿を再生して堆肥を作っていくということやっておったようです。この中で質疑応答にもありますが、ちょっと目新しかったのが豚尿というのですか、豚尿液というような話が出ておりましたがこれは後で・・・という話も出ておりました。

ここに質疑応答としてありますように、それぞれ臭いの問題ですとか、あとバイオディーゼルの精製機の経費等々というような質問もありましたし、先ほど言った豚尿というので、バッキ装置で臭いを抜いたものをそのまま散布するというので、非常に即効性があるいい肥料であるというような話もありました。ちょっとここへはないのか・・・これから作っていける、自分たちの中で進めていけるような希望の持てる作物を、転作で減反のところを利用して、それを試験的にいろいろな栽培をしていくというようなことも取り入れていたようです。

そんなことでなかなか結構、このたび管外調査をさせていただきまして、それぞれある意味私どもの市の中へも取り入れていける部分等々があるのかなということで、非常に有意義な研修をさせていただきました。以上であります。

議長 非常に事細かに説明がありましたけれども、産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

阿部久夫君 2点お聞きいたします。1点目は管内視察の品目横断経営安定対策についてでございますが、これも猫の目行政で品目横断経営安定対策から水田所得経営安定対策という名前が変わって、本当に農家の皆さん方も私もよくわからない。なんでこんなに名前が変わったかということでもって非常にわからないのですが。そうした中で米を生産している農家の皆さん方は、おそらく過半数の方がそれに該当しない農家、耕作者だと思っております。そうした中で、委員長はそういった経営安定対策を進めていくという報告がありましたけれども、それに該当しない農家の皆さん方についての対応というか、そういったものの意見があったのか、ないのかをお聞きいたします。

それともう1点、管外視察であります猿害対策についてです。猿については私の地域も猿が来て悩んでいて、猟友会の皆さんが本当に苦労している。いいところに視察に行ったな

というふうに思っていますが、その視察の中でこの南魚沼市でもどこでもそうですが、猿害対策に対してこの地域にこういったモンキードッグ。そういったものを取り入れていく必要がある、いいのではないかというような委員の皆さん方からの意見があったのか。そういったのはどうかとか、そこをもう少しお願いいたします。

樋口産業建設委員長　先ほどの水田経営所得安定対策ですが、その要件に漏れた方というか入っていない方という話ですが、先ほどもあったようにその辺のハードルをなるべく下げて入れるようにして欲しいというか、していく気はないか、考えはないかという質疑がありました。先ほどあったように、なるべくそれについてはハードルを低めるべく考えていきたいのだと。ただ、当然予算ですとかいろいろな、市だけではならない部分もあるわけですが、なんとかできることはやっていきたいという答弁がありました。あとはそこは、ではどこのレベルで、そこからまた入れなかった人はどうするのだというところまではちょっとありませんでしたけれども。繰り返しますが、今の要件の中で漏れた人をなんとか救う手立てはないかということで、質疑と今言った答弁がありました。

それからモンキードッグにつきましては、毎年、新発田ではこれが今3頭使っているということで、そういうことであれば直接新発田の方に私どもの市が入れたらいいのかという話もちょうとあれですけれども、委員のなかの雰囲気としては、今後考えていくべき施策だなという雰囲気を私は受けました。以上です。

若井達男君　1点ほどお伺いします。今ほどの管内視察の説明でありました、7月27日の災害発生についてということで、担当課長の方からそれぞれ説明を受けたということです。これは市長の今日の冒頭の所信表明の中にも総論として始まり、また都市基盤、産業振興、そういったところでもこの災害についてはたいへん多く触れてあります。確かに事務調査についてはされたということですが、7月27日に災害があつて8月1日の管内調査だと。そういったときに、現地調査という話は委員の中から出たか出なかったか。これは委員長も含めてですが、その点はいかがでしょうか。

樋口産業建設委員長　現地調査という話については、小川のところを見てきましたので、行けることならという話も出ましたけれども、これは現地というのはダムのところを指しますが、そこはいずれにしても車で入って行けないということで、ちょっとそこは断念をした経緯があります。ということです。全部つぶさにというところまでは話は出ておりません。

岩野 松君　五十沢の小川地区の水質検査のことで1点だけお伺いしたいのですけれども。この前の議会のときにも出たのですが、多分不法投棄の問題があったと思うのですけれども、それとの関連みたいなものは質疑なり、説明なり、報告なりでは全然ありませんでしたし、関係ないということでしょうか。そこをちょっとお聞かせください。

樋口産業建設委員長　この後の社厚の方でもあると思うのですけれども、私どももさっき話をしたとおり、原水の取り入れ口の近くにそういったもの、不法投棄という言い方なのか、有価物を置いてあるのかということですが、それがあつたので、ではそこへその水

質である場所ですよという説明もありました。では、そこから実際それが原因で水が汚れていたり、何かの影響があっては困るということで、その辺の水質について私どもは調査をさせていただいたということです。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって産業建設委員長に対する質疑を終わります。

議長 ここで暫時休憩といたします。再開は11時20分といたします。

(午前11時00分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時20分)

議長 社会厚生委員長・牛木芳雄君の報告を求めます。

牛木社会厚生委員長 それでは社会厚生委員会の報告をいたします。期日は平成20年8月4日月曜日でありました。9名全員の出席であります。議長からも出席をいただきました。調査事項であります、1番の小川地区の搬入物について。これは現地調査も行いました。2番、スラグの利用と環境に対する影響について。3番、後期高齢者医療制度について。4番、榊形山最終処分場について。これも現地調査を行いました。それから5番のその他であります。執行部から市民生活部長、福祉保健部長、以下そこに記載のある方々を出席を求めて現地調査および事務調査を行ったところであります。

2ページをお願いいたします。1番の小川地区の搬入物についてということですが、資料につきましては8ページに添付をしてありますのでご覧をいただきたいと思います。平成19年4月19日に小川土沢地区に廃棄物混じりの土砂を運んでいるとの通報を受け、南魚沼環境センターおよび南魚沼警察署に通報するとともに、現地確認と指導を依頼してきたということでありました。それで一義的には県に権限があるということで、今後も県と警察署と連絡を密にとりながら対応をしていくということでありました。

ちょっと8ページをご覧いただきたいと思います。ご覧のように21回の立ち入りと巡視を行っているわけでありまして、この搬入物につきましてはこれが一番判断の難しいところでありまして、下に書いてありますようにアンダーラインが引いてあるところでありまして、その物の性状、排出物の状況、通常の手配形態、取引価値の有無および占有者の意思等を総合的に勘案する。そして客観的に廃棄物と観念できるものではないというふうになっているわけでありまして。

これらの説明を受けまして、2ページにお戻りをいただきたいと思います。下段に質問、あるいは答弁がありました。小川地区の搬入物については廃棄物ではなく、有価物と判断していいのかという質問でありました。また、それらは野積禁止法にあたらぬかということでありましたけれども、答弁では県は有価とは判断をしていないということでありました。ここに書いてあるとおりであります。

次に3ページの上段でありますけれども、質問の中で、今一番大切なことは市民の不安を

取り除くことだということでありまして、この答弁は、あくまでも指導機関である県と連携、あるいは警察署と連携を保ちながら現場をきれいにしていきたいと、こういう答弁でありました。現地調査をしたわけでありまして、バスで行って、道路上からその現場を見てきた。他は私有地であります。私有地に立ち入ることはできませんから、道路上からその現場を見てまいったわけでありまして、作業をしておりました。

次に2番目のスラグの利用と環境に対する影響について。これは資料9ページから11ページに添付をしてありますのでご覧をいただきたいと思っております。環境衛生センターの可燃ごみ施設。ここから出る1日110トン进行处理すると6トンのスラグが生産をされるとこういうことでありました。環境基準については環境省から一般廃棄物の溶融固化物の再利用に関する指針というのが出ているそうでありまして、市町村が自ら発注した公共事業において利用する場合には廃棄物にはあたらないと、こういう指針だそうでありまして、市も埋立材として利用しているということでありまして、「財」の字が違ってはいますが材料の「材」であります。訂正をお願いしたいと思っております。

それからJIS規格を今とるべく品質管理等の研究、研鑽をしているところでありまして、平成20年4月に行った分析によると、いずれの項目においても土壌汚染につながる環境基準を下回っており、こういう説明でありました。これを受けて次のような質問があったわけでありまして、この質問の中段であります。テレビ新聞等であたかもこれが危険物であるかのような報道がなされました。これを受けて質問であります。私たちの地域では今、下水道工事を盛んにやっていてこのスラグに関しては非常に不安を抱いている。できれば使って欲しくないというのが一般の声。これは一般といえますか、その地域の方々の声だというふうな質問でありました。

これに対して答弁はその下段であります。可燃ごみは1,500度を超えた温度で燃焼させているということであるから、スラグの安全性は確保されているということでありました。足しげく地元に通って説明をし、そしてこの安全性のPRに努めたいということでありまして。先ほど申し上げましたようにJIS規格をとるとということによって、かなりの不安は解消されるのではないかと。こういう説明でありました。これも資料にありますように平成21年の3月をめどにJIS規格をとりたいという説明でありました。後の質疑、応答はご覧をいただきたいと思っております。

3番目に後期高齢者医療制度についてであります。12ページから17ページに資料を添付してあります。ちょっとこの資料に基づいて説明がありました。市長の所信表明にもありましたけれども、12ページをご覧いただきたいと思っております。

保険料の支払い方法について。申し出によって普通徴収ができるようになるということでありまして。2番目の保険料の軽減。これは平成21年度から実施をするわけでありまして、7割軽減の世帯のうち、全員が年金収入80万円以下については9割軽減とすると、こういうことであります。(2)番目もその記載のとおりであります。経過措置として13ページの始めですけれども、今年度中に7割軽減世帯を一律8.5割の軽減措置をするということ

ありました。もそこに記載のとおりであります。あと3番からはご覧をいただきたいというふうな説明でありました。

こういった説明を受けまして、そこに5ページの真ん中から下にあるような質疑、答弁がございました。やはりこの制度の内容をきちんと説明してこなかった、説明不足だったというようなことが否めないということでありました。市としても各地域に要望があれば出かけて説明をしたい。一人一人の対応は難しいけれども、そういう会合等があれば進んで出かけて説明をしたい。このような答弁でありました。

6ページをご覧いただきたいと思います。4番の柵形山最終処分場についてでありました。ご承知のように平成10年の7月に完成をして、9月から供用開始をした施設であります。当初は6区画の埋立地を確保しながら1カ所2年半埋めるという計画でありまして、おおむね15年程度で満杯になるだろうということで、この施設がつくられたわけであります。けれども、供用を開始してから10年間、まだひとつの穴が埋まりきっていないという、こういう状況であります。

現在この処分場が構造的に指針に適合しているかどうかということで今、調査をしているわけであります。この調査を実施して安全性が確認をされたならば、地元の皆さんの理解を得て2号機の方に移設をしたい。こういう説明がありました。これも現地調査をしまいいりました。これは質疑がありませんでした。

5番のその他。そこに記載をしている項目について、それぞれ担当課長から説明がありました。

次に管外調査の報告であります。本年7月10日から11日に実施をしまいいりました。視察先は秩父市元気村。そこに記載のあるような項目について研修をしまいいりました。そして群馬県渋川市の渋川広域斎場、記載のとおり調査をしまいいりました。参加者は委員全員、それから担当の市民生活部長、市民生活副部長、あるいは事務局の河邊さんが同行していただきました。

この秩父市の「吉田元気村」というものでありますけれども、この中ほどに書いてありますように、美しい環境づくりを進めるために次世代型環境学習施設「吉田元気村」という、入浴施設やいろいろな施設、バンガロー等あるわけですが、この施設に木材を使った発電をしてそのエネルギーを供給している。あるいは廃油等でディーゼル燃料を作っている。あるいは太陽光を利用して発電をしている。あるいはまた下水で使った水をまた循環させているというふうに環境にやさしい施設であります。これを研修をしまいいりました。

質疑応答はここにありますがけれども、当日は秩父市で森林の何かの全国大会があるということで、議会の皆さん方、あるいは市の幹部の皆さん方が対応ができなくて、現場の皆さん方から現場を回りながら説明をしていただいたということで、現場を回りながら以下のような質疑応答がそれぞれあったところであります。ご覧をいただきたいと思います。

それから渋川の広域斎場、「しらゆり聖苑」というところでありますが、これは我が市が導入を予定しております、火葬炉は同じ富士建設工業製ということで視察をしまいいりました。

そこに質疑応答が書いてあります。これも当日は友引でこの施設が休みということで、やはり現場の皆さん方から現場を回りながら質疑応答をしたということで、そこに簡単に書いてありますけれども、こういうことでありました。やはり一番の関心事は斎場において、火葬するところにおいて、やはり人間のどういう流れが一番スムーズかということやはり興味がありました。我々も執行部の皆さんもそういうところに興味を持って聞いておったわけがあります。

この施設は火葬棟と斎場棟ということで、いわばセレモニーをするところと火葬するところが一緒になった施設であります。私たちのこの辺と葬式の形態が違いますから、いわゆる御斎というふうな飲み食いをするということはしないそうです。いわばセレモニーをして、その火葬棟に行って茶毘に付すというそういうところでありました。そこに記載のとおり、質問、あるいは答があったところであります。詳しくはそこに費用等が書いてあります。

動物の焼却炉。小動物炉についての、これもやはり興味を持って見させていただきました。やはり人間と 当然でありますけれども、人間の入るところと動物の入るところは玄関も違いましたし、何ていいますかちょっとそれにしては、あまりくもない、考えた方がいいのではないかなというふうな私は感想を持ってまいりました。その動物の規格もそこにありますように、重さで小動物、あるいは大動物というふうに決めているようでありまして、年間600体の小動物の炉を使っていると、こういうことでありました。

ちなみにこの広域圏内の火葬料であります、圏域内の遺体は無料ということでありました。以上であります。

議長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

岩野 松君 通常の委員会についての小川地区に行ったときに、今、委員長は最後に、見た限りでは作業をしていましたと。それはどういう作業をしていたかお聞かせください。ようするに私有地だから入れなかったということでもありますけれども、その私有地で作業をしていたというふうに聞いたのですが、どんなことをしていたかお聞かせください。

それと、管外視察の元気村ですか。吉田元気村ですけれども、全体的にはここはではバイオマスやそういういろいろなのを使いながら、学習施設と書いてありますけれども、利用とかそういうのはどういうかたちで行うか。まだ始まって1年ちょっとくらいかなという思いですけれども、どういう利用があってどういうふうに行っているのかということも、もしわかったらお聞かせください。

牛木社会厚生委員長 まずその小川の件ですが、先ほど申し上げましたように民有地には入れないわけですし、道路上から数十メートル離れたところで作業をしている人を見ました。数人の作業員がおりましてトラックもありました。細かいところはわかりません。わかりませんが、何か仕事をしていました。わかりません。

それから秩父市の吉田元気村ですが、村というか小さなエリアですね。宿泊施設、例えばバンガローみたいなものもいくつかありまして、そこもやはりエコのバンガロー。そして入浴施設もありました。そういう入浴施設、売店、バンガロー等のエネルギーを、木でもって

発電をした電気を送っている。あるいはてんぷら油でしょうか、それを学校給食のところから回収してきて、ディーゼル燃料を製造し、その元気村で使うトラックの燃料として使っているということでありました。「全国の皆さん、我が市の吉田元気村に視察に来てください」というようにインターネット上でも全国に発信をしているところであります。

岩野 松君 では、1点だけ。小川村のことですけれども、そのこの民有地の所有者にその日、見に行くとかそういうことは言ってなかったのですよね。向こうにはぜんぜん何でも通報していなくて作業していたということで解釈していいわけですね。そこだけちょっとお聞かせください。

牛木社会厚生委員長 執行部の方から、担当の方に話をしましたけれども、多分そういう許可は得ていなかったのが公共道路から見るに止まったということだと思います。

議 長 質疑を終わることにございませんか。

高橋郁夫君 今の小川地区の問題ですが、県も何回か現地に行って当事者と話でという中で、このQ & Aの中に「搬入されたものについてはトンパックの中に建物を壊した残渣が残っているとの見方が」ということですが、その残渣についてトンパックの中身についての確認とか、トンパックがどの建物を壊して搬出されたのかという、そういった説明はありませんでしたでしょうか。

牛木社会厚生委員長 ありませんでした。木屑のようなものだろうというふうなことでありました。

議 長 質疑を終わることにございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

議 長 以上で所管事務に関する調査の報告を終わります。

議 長 お諮りいたします。本会期中の特別会計の決算認定議案を除く付議事件は会議規則第37条、第3項の規定によって委員会付託を省略し、また議案等に対する市長の提案理由説明は予算および決算案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって本会期中の特別会計の決算認定議案を除く付議事件は委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は予算および決算案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思います。

議 長 日程第6、第16号報告 健全化判断比率についてを議題といたします。説明を求めます。

総務部長 (説明を行う。)

議 長 次に監査委員の監査報告を求めます。

広井監査委員 (監査報告を行う。)

議長 質疑を行います。

佐藤 剛君 1点だけお伺いします。まず実質公債費比率ですけれども、これは私がちょっと年度の勘違いがあるかもしれませんが、24.6という数字が動いていたのはこれは18年度だったですか。そこら辺の1点を確認したい点と、そしてこの23.5というのがここで出たばかりですから県下に比べてではワーストワンなのかツーなのかスリーなのかまだ出ていないかもしれませんが、そこら辺がもしわかったらお知らせいただきたいという点。

もう1点、これは一番重要なことですが、初めてこういう指標が出まして、市の全体の財政の健全化が指標として現れる。それで判断するわけですが、私どもは今まで議会の中で実質公債費比率が2年連続でワーストワン、そしてまた900億円を超える起債残高があるというようなことで非常に財政運営には危機感を持っていたわけです。この指標を見る限りにおいては、これは全国統一の数式で間違いがあるとは言っていないけれども見る限りにおいては、なんだまだ余裕があるのかいというようなことを受けないばかりでもない。というところは重要なことだと思うのです。

ここはだけれども、900億円の起債残高があるにせよ、やはり自治体独自の裏事情というのか、そういう状況があって350を下回るこの指数が将来負担比率というのが出ているのでしょうかその辺を、これは私たちの勉強しなければならない部分でもあるのですけれども、やはり今までの経緯からして、住民にもわかるような説明がやはり必要だと思うのです。そこら辺の事情をもうちょっと説明をいただきたいというふうに思います。

総務部長 健全化比率、実質公債費比率の23.5が今まで財政シミュレーション等の数値と少し違うのではないかとということでございます。まさにそのとおりでございます、数値の細かい話をすると長くなるということで少し省略させていただきました。実は、この算式の方法の中に元利償還金の都市計画税充当を今までではできなかったわけです。この法律の定めによりまして、都市計画税の充当ができるということで、分母、分子の方で引かれましたので、0.9ポイントほど下がりました。これはうちの市だけではなくて、都市計画税をいただいて起債を借りている方はどこの市町村もそうなるということで、今言われるとおりこれがよくなったということではなくて、算定方法が少し変わったということでご理解いただきたいと思います。

ワーストワンであるかないかということについては、まだ全部答が出ておりませんが財政課長あたりからの聞き取りでよその情報収集をした中では、多分ワーストワンは変わらないだろうと、こういうような話を受けているところでございます。

それから将来の負担比率が350に対して177、まだ余裕があるのではないかというような見方もあるというようなこと。また実質公債費比率が上限の1.5パーセントしか差がないのという部分につきましては、私もそういうふうに見たわけでございます。それで結論的に、私が細かいところまでは分析しておりませんが、やはり実質公債費比率は一般会計、企業会計の元利償還金分。要するに、起債分の借金が標準財政規模、その市の持っている標準的な財政規模に対しての割合になってございます。そして将来負担比率については三セク

だとか、いろいろな団体に出資をしている部分、これもカウントされます。

ということはどういうことかといいますと、借金は公営企業も一般会計もして900億円を超える借金をしていますが、その他の借金についてはあまりやってこなかった。健全にやっている。土地開発公社の費用も入りますがそれほど大きくなかったということで、将来的には、いいとは言いませんが基準からいくと半分ほどなので、やはりそちらの方も両方見ていかなければいけないというふうに考えているところです。余裕があるということではなくて、やはり指数が上がらないようなことでやっていくということでございますので、必ずしも借金があるからすべてだめだということには、ここである程度ならないのかなというふうに考えているところです。以上であります。

宮田俊之君 この数値の連動性といいますか、関係する見通しも含めて伺いたいのですが、例えですがこの23.5という数字が25になった場合に、実質赤字比率については何パーセント発生する当市の見通しになるのか。当市に関しては、例えばこの25になっても実質赤字比率は発生しないという程度のものなのか、こういったものがまるで連動するのかどうかについてちょっと見通しも含めてお願いいたします。

総務部長 お答えいたします。実質公債費比率はご存知のように、要するに借金分が標準財政規模の割合に対してどの程度の借入れを起こしているかという割合でございます。実質赤字比率、これは赤字になるのか、黒字になるのかということで黒字になっているうちは例えばの話、実質公債費比率が25を超えても黒字になっていればここには指数は出てきません。ということで連動はしませんが、いろいろなケースで要素で見ていくというかたちになるかと思えます。

牧野 晶君 6ページの三セク等で、土地開発公社はわかるけれどもその三セクについて4,000万円というのは、どこの部分が何で上がるのかがちょっとわからないので教えてくださいたいと思います。将来負担比率を計算するにあたっての数式の中で。

あとそれとすみません。ちょっとこのところも教えて欲しいのが、それと同じページの退職手当負担見込額ですけれども、旧町の場合は確か積んでいたと思うのですね。毎年、基金か共済組合に積んでいたと思うのですけれども、十日町市など市の場合はこの退職手当を積んでおかないという話を聞いたのです。うちの市は町から市になりましたが今までどおり、毎年、市になっても今までと同じように積んでいるのか。それとも市になったら、その組合が共済だかの積んでいる分は積んでいる分として、また退職するたびに出さなくてはいけなくなった分があるのかどうかについて、その点ちょっとお答えいただければと思います。

総務部長 6ページの表のことでございますが、先ほど私が良になる要因ということでお話ししたところの内訳で、三セク4,000万円というのはこれはワイナリーとか、ああいふところの三セクに対しての支出でございます。(「はっきりは」の声あり)ではそれは確認して、ワイナリー他ということで確認してまた答弁させていただきます。

それと退職手当の見込み金。これは退職手当を積み立てているということではございませんで、今のある職員が全部辞めて退職手当を払わなければならないときは、というかたちの

中の算定で・・・これは退職組合。ちょっと言葉が足りなかったのですが、退職組合に我々は全部入っているわけです。（「まだ入っているのですね」の声あり）はい。それで今、申し上げたように全員が辞めたときに、退職組合から出す分の一般財源の分の23億円というかたちになっています。（「まだ続いて入っているのですね、毎年」の声あり）1回で辞めたときにどれくらいの支出をしなければならないか、こういうふうに判断していただきたいと思います。

財政課長 第三セクターの部分でございますが、ワイナリーとボラントピアの一応債務負担行為を起こしております。その分を将来返せなくなった場合を想定して、一定割合をうちの方で将来負担比率としてここに計上してあるということでございます。

牧野 晶君 退職の方はわかりました。

三セク等についてですけれども、ワイナリーとかが仮にだめになってしまった場合というのはわかるのですけれども、うちの市はそれ以外にだめになりそう 倒れはしないけれども倒れる可能性がある、その三セクというのはいないのですか。その点はどういうふうに考えておられるのか。まどろっこしい言い方はやはり止めます。あそこは大丈夫ですか。あそこは何で入らないのかちょっと教えて欲しいのですけれども。ラ・ラは何で入らないのか。

財政課長 将来負担比率の対象は基本的には起債でございます。負担といっても全ての負担というより、基本的には起債がそれぞれ市が最終的に負うのが標準財政規模に対して何年分かと見る表だということで、そういう観点でこれを作られていると。

それともう一つ、具体的なラ・ラに関しましては、債務負担を行ってございませんので、出資以外についての負担はないというふうに認識しております。以上です。

中沢俊一君 これは調べればすぐにわかることなのでしょうけれども、私は調べておりませんので聞かせてください。標準財政規模が将来負担比率の分母になることはわかりました。分子になるその起債ですね、それはどんなものが含まれるのか。確認させてください。

財政課長 実質公債費比率についてのお尋ねかと思うのですが・・・（「将来負担比率」の声あり）将来負担比率。将来負担比率については、6ページをご覧いただきたいと思いますが地方債の現在高。これは市の全ての会計の、全ての起債の残高に対応する元金総額です。そこから、債務負担行為に基づく支出、これは南魚福祉会、あるいは雪国ボラントピア等の起債の当市の負担分です。それから公営企業等繰入見込額・・・最初の方は地方債は一般会計です。公営企業等繰入見込額のところで下水道とか、いわゆる一般会計以外の起債に対して将来的に一般会計で負担する見込みの額です。それから組合等というのはこれは広域組合で、具体的には八色園です。八色園の起債です。それから退職。今ほど申し上げました。それから第三セクター。そういう起債全てを分子として、それからその中ほどが充当可能財源。これがまず基金。いざとなったときに今あるお金の基金をどれだけそこに充当できるか。それから充当可能の特定歳入ということで起債の特定財源です。具体的には広域の起債に対しては湯沢から一定程度負担を今もらっておりますのでそういうのを見込める。それから、貸付金などは高齢者の貸付金。転貸債と言われる、お金を借りて人に貸しているものはそれは

返還金を財源にできるわけですが、それから公営住宅の起債。教員住宅の起債。それから新たに都市計画税の起債に当てられる部分等が充当可能特定財源。

それから一番大きいのが右側の基準財政需要額算入見込額。これがいわゆる合併特例債から始まりまして、交付税で見られるという部分。この額が非常に多かったということで、最終的に将来負担比率が177.9という数字ですが、この評価につきましてもまだ相対的な、これは同じ基準で他団体との比較の中でしか評価できないということで、これが高い、低いという評価は現時点ではちょっとまだできないというのが私どもの今の基準は下回っておりますが評価についてはそういう考え方でございます。以上です。

中沢俊一君 そうしますと、一般会計で賄うべき負担であって、当然特別会計の借金とかそういうものはここへ入ってこないというふうに見るわけですね。いいですか。今聞きましたら、900億円のこの市が起債を抱えているわけでありまして、その全部が入っているわけではもちろんないわけですね。ましてや、これから病院を市の方で運営していく。そういうことについての将来のそういうことも入っていないというふうに考えていいのでしょうか。

財政課長 ちょっと説明が悪くて恐縮でした。6ページ、地方債の現在高。これが一般会計の現在の借入残高です。それから債務負担はそういうことで、他の南魚福祉会とか債務負担を起している部分の起債に対しての将来可能性がある、必ず来るということではなくて可能性で計上してございます。その次、公営企業債等繰入見込額。これは下水道とか病院水道、いわゆる公営企業の起債のうち実質公債費比率のときもそうですが、一定割合を一般会計が負担すると。その将来的な見込額がここに入っている、残高は全額ではありませんが。そのうち一般会計が負担をしなくてはならない額というものがここに入っている。そういう意味で全会計が入った中で、市の一般会計の標準財政規模に対してどうだかということを出している比率だということでご理解いただきたいと思っております。以上です。

中沢俊一君 わかってきましたが、ただ、その公営企業の経営そのもので一般会計が負担すべき額はわかりましたけれども、公営企業の本体の経営そのものの、何ていいますか一般会計以外で独自で負担しなければならない、当然そういう経営については入ってこないわけですね。やはり公営企業そのものの健全性というか、それはその公営企業の中で見なければならぬわけですから、大分まだまだ不安があるなと私は感じております。一概に350というものに比べて半分でしかないということで、私は大変危険を感じたわけでありましてけれども、慎重にこれからのそういう公営企業の経営にも目を配っていただきたい、そんなふう感じております。

総務部長 お答えいたしますが、今まではとにかく起債制限比率、公債費比率、これについては一般会計だけで比率をしていたのが、18年からはいろいろな企業、公営企業も含めた指数でいかないとまくないと。こういう方になって今、この連結した実質公債費比率。公営企業も含めた部分の実質公債費比率を今説明させていただいた。

それで、今おっしゃられますように、公営企業についてもやはり目を届かせていかなければ

ばいけない。連結ではオッケーになったけれども、個別ではオッケーにならないというようなケースがあるので、17号報告で公営企業に対しての収支不足。これの経営状態を報告せよということで17号で出てきますのでご理解いただきたいと思います。

和田英夫君 今ほどの議論でわかったような、わからないような話を聞いているわけですが、そこでどうですか、市では去年12月にいわゆる33年までの財政シミュレーション、財政計画を立てておるわけですが、これで今、進み始めているわけですが、今のこの国の法律の改正なりこういう基準が示されたことで我が市の財政計画、33年間のシミュレーション、これが今度は影響が出てくるのか。あるいは市長はいや、それはまあ国の指針だからこうだと。しかし、私どもは去年打ち出した財政計画に沿ってやるのだという、この辺がわかればそれでいいわけです。あとはなかなか細かいことはここでちょっと30分や1時間聞いたくらいではわからないわけでありますので。このことで市の財政にも影響するのか。あるいはそうでなくて、計画どおりに進んでいくのだということをはっきり言ってもらえればそれでまことに簡単なこと。

市長 国のこの判断比率といいますかこれがいかに出ても、それはもうばかに悪い方に出ればもっともその財政部分をということは出ますけれども、今の状況の中であれば当然ですけれども12月に示して3月に皆さん方から一応ご理解いただいた財政シミュレーションに沿った財政計画をきちんと実行していくということであります。これを実行していけば・・・まあ今、数値に出ていない部分といいますか、数値として上がってこないのはいいわけですので。将来負担率とかそれから実質公債費比率これはもっと下げていけるといふふうに思っておりますので、財政健全化計画に則った財政運営をこれからもきちんとやっていくということをご理解をいただきたいと思います。

笹木信治君 1点お聞きします。実質公債費比率が23.5ということでこれは財政健全化計画に沿ったもので、これをクリアしたということだと思いますが。単年度で見ますと22.8。17年度が24ですから、確実に下がってきていますよね。これは財政計画を今、市長言われたように、完全に実行していくということが至上命令であるわけですからわかるのですが。

私は問題はこうしたことをきちんとやっていくというためには、ということではいわゆる住民サービス。財政健全化計画ということは要するに出を厳しく戒めるということですからね、単純に言えば、そういう点であの補助金が削られた、ここが削られたという話をよく聞くのですが、ワーストワンを脱却すると。今後この計画に向けてということではありますが、やはり市民の側からすると限界もあります。今、増税路線はとってないようですが、やはりそうした点で市民サービスを低下させない方向での健全化目標達成ということもやはりきちんと追求されなければならないと思うのですが、その辺はどうでしょうか。今後のこともありますのでお聞きしたいのですが。

市長 財政健全化計画の際にもご説明申し上げましたが、極力市民生活に影響を及ぼさない、そういう覚悟でこの健全化を進めていくということでもあります。そして、あち

こちであれを削られた、これを削られたという話があるということですが、現実的にあれを削った、これを削ったというのはそう発生していないわけです。ただ、合併前にやっていたことが、その合併の調整の中でしなくなったとかそういうことはあります。そういうことはありますが、市民生活の中で私どもがいわゆるそういうところまでどんどん切り込んでカットしているということは、ほとんどないわけですので。ただ、団体はありますよ。商工会とか、観光協会だとかそういう部分はありますけれども、個々の皆さん方の生活にそう影響するようなことでの切り込みは確かしていないわけでありまして。しかもちょっと手厚くなっている部分があるような気がしますので、そういう面もひとつご理解いただいて。極力、冒頭申し上げましたように市民の皆さん方に迷惑をかけない範囲の中で財政を健全化していきたいという覚悟は今持っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 以上で健全化判断比率についての報告を終わります。

議長 ここで昼食のため休憩といたします。再開は1時15分といたします。

(午前12時15分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時15分)

議長 日程第7、第17号報告 資金不足比率についてを議題といたします。
説明を求めます。

総務部長 (説明を行う。)

議長 次に監査委員の監査報告を求めます。

広井監査委員 (監査報告を行う。)

議長 質疑を行います。

腰越 晃君 資金不足比率ということですが、関連して質問をさせていただきます。19年度の水道事業会計、それから病院事業会計の状況を見ますと、これは監査委員の審査意見ですが、病院については今年度は9,800万円の純損失計上、昨年からの繰越欠損金12億6,000万円を加えると13億6,000万円になるというような内容になっております。

また、水道事業会計については今回の決算書を見ますと、収益的収入及び支出ここでざっと計算しますと、こういう見方がいいのかどうかというのはまた問題があるかもしれませんが、不足として約9,000万円。それから資本的収入及び支出、これについては14億2,000万円という不足額が出ております。これについては内容等ありますのでちょっと端折りますけれども、結果としてこういうように単年度の決算を見ると実質的には非常に赤字が続いておりまして、累積の欠損金というのは相当なものになっておるわけです。

このままこの経営状況が継続していくということを考えると、いずれどこかでこれを穴埋めしなければならないとそういう話になっていくのではないかと。そうなったときに午前中

からいろいろな財政指標が出ていますけれども、数字が大きく動くという不安も秘めているのではないかと。そういうところはひとつの懸念材料としてあるのですが、そこら辺のところを今回のそういった計算式の中には出てきていない。が、しかし水道についてもあるいは病院会計についてもそうした累積的な欠損があるわけで、こうしたものをきちんと処理していくという考え方がないと将来的に大きな不安が残るのではないかと。そのように思うのですが、今後のこうした欠損金の考え方についてお伺いをしたいというように思います。

大和病院事務長　今ご指摘のとおりでございますが、この2.8パーセントという先ほど総務部長が説明申し上げましたけれども、流動負債とそれから流動資産の関係で分子にあたる関係ですけれども、この数値の差が大きくなっているというのは、一時借入金の額が5億3,000万円とここが大きいために引き算がマイナスになるといいますか大きくなるということでございます。

それでその点に関連して腰越議員の方からご質問があったと思うのですが、流動的な累積の債務もそのままというわけにはまいりませんので、経営の健全化それからどういう形態がいいのか等々今後検討を進めてまいりますが、なんといたっても病院の事業につきましてはいろいろな赤字の形態が考えられますが、1番がやはり医師不足によるもの。それからあるいは公務員の給与体系ですとか、それからスタッフが集まらないとかということがありますが、1番はやはり医師不足によるところが大きいので、その辺を改善をしながら今後累積債務の改善に努めてまいりたいと思っています。以上でございます。

水道事業管理者　腰越議員の質問に対しまして水道の方の状況というようなお話が出ました。これにつきましては後ほどまた同じ説明をさせていただこうかと思っておりますが、3条で先ほど話がありました税抜きで約5,700万円ぐらいの赤がございます。それから4条予算、資本的収入及び支出で14億円からの赤というかたちになるのですが、これはそこから償却が11億円ぐらいあります。そのほか繰り上げ償還に伴う現金で払う起債、借り替えないで払って終わりにしてしまおうというのが2億300万円ぐらいあります。そんなことでトータルにしますと相当の繰出しがあるというようなかたちになるかと思っております。以上です。

腰越 晃君　午前中以来、新たな4財政指標について結果が報告されて議論されているわけですが、やはり市の財政状況を見ていくと、この病院会計とあと水道事業会計については今後に大きな不安要素を抱えているものではないかなというように私は思っていますし、この辺のところの道筋というのはきちんと立てられるのであれば市の財政についてはほぼ懸念材料はない。ただ単年度の収支等をきちんと見ていけば大丈夫なのではないのかなというように私は考えているのですが。

やはり確かにいろいろな問題があって毎年、毎年欠損が続く累積欠損が膨らんでいくという状況は、なかなか次の年からもう改善しましたというような抜本的な改善策はないのかというように考えるわけですが、そうした見方が、とにかく改善していくのだと。どういう改善プランがあるのかと。そういったところまで踏み込んでいかないとなかなかこれは解消し

ていかないのではないか、そのように考えるわけです。

非常に難しい問題かもしれませんが、ある日突然、夕張市もそうです。一時借入というものを何とか上手く隠していたと。三セクの方でいろいろ借金があったのが積み重ね、それを一気に出てこざるを得なくなったということで一般会計の方の赤字比率がマイナス380パーセントだったかそういったようになった経緯もあるわけです。それと比べれば南魚沼市というのは健全財政かなというように考えるのですけれども、以上の2点の懸念について市長はどのように今後また対応していかれるのか考えがあればお伺いいたします。

市長 病院関係につきましては、全国の公立病院のほとんどが赤字ということもありまして、今、総務省の方で公立病院の改革ガイドラインを今年度中に策定をして提出せよということなのです。この中で抜本的な病院の姿を出して、そして経営部分についても当然でありますけれども大和病院、城内病院の進むべき方向、それから赤字解消の方法をきちんと策定をして提出するということになっております。その改革ガイドラインに則って私どももやっていかなければならないわけでありまして。

一つは基幹病院問題も含めて大和、城内病院の形態が今後今の規模でいくのか、どういう規模になっていくのかというのがまだもう少し確定をしておりません。先般基幹病院の問題がようやくまた動き出しましたけれども、基幹病院の姿がきちんと出た時点で、大和、城内病院の規模あるいは診療科目等も含めてもう一度、これは確かきちんと構築しなおさなければならぬわけでありまして。

いずれにしても今のままの状態であった場合の大和、城内病院をどうするかたちで経営健全化をきちんとやっていくかということ、今年度中に策定をして提出することになっておりますので、当然ですが議会の皆さんにもそれはご報告申し上げてまたご理解いただきたいと思っております。

水道につきましては今、管理者がお話ありましたように、簡単に言いますと単年度の出ている赤字は今までの積立金で全部チャラにしているということです。本来約5～6,000万円赤字を出しているわけですから、それに対応するには料金をすぐ上げるということでありまして。料金は一度六日町時代に、六日町、大和は下げているのです。ところが塩沢は元々がちょっと低かった部分もあって、今ちょっと上がった状態になっておりますけれども、今の水道料金の体系がこれでいいとは思っておりません。もっとやはり下げなければならぬと思っておりますけれども、今、具体的にこのままいったときにすぐドンと下げられるという状況はありませんが、相当経営の健全化も進んできておりますし内部改革も進んできております。これからは今度は維持管理の方が非常に大きくなっているわけでありまして。この部分にそれぞれメスを入れながら水道料金を下げる方向でまた検討に入らなければならぬ。

ただ、今、試算していきますともう2～3年も経つと上げなければならぬとかそういうものが出てきます。けれども、それは数字の上のことでありまして、経営者の判断として事業管理者がまたどう判断を下すかという部分は別ですが、私としては水道料金は今はまだ

高いと思っておりますから、いずれもっともっと下げていきたいという願いであります。

今14億円ぐらいでしょうか、これが水道の機器の更新。前は企業団の持っているいわゆる用水供給部分だけでありましたけれども、合併をしましたので今度は配水部分も含めて機器更新を21～23だったか3年までかからないか、その中でやっていこうということでもあります。ここの資金手当てをどうやっていけるか、補助対象事業に該当させ得るのか、あるいは起債が可能なのか、全く単費でやれということになるのか。この辺も含めて検討中ではありますが、何とかそれぞれ補助や起債対象に持ち込んで今の留保資金を上手く利用をしていければという思いであります。よろしく願いいたします。

腰越 晃君 わかりました。それで仮に今後もこういった傾向が続いていった場合、一般会計からの何らかの繰出しというのは検討される要素としてありますか。

市長 今は全く考えておりません。基準による繰出しは当然やっていきますけれども、赤字補填のための繰出しということは今考えておりません。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。以上で資金不足比率についての報告を終わります。

議長 日程第8、第18号報告 専決処分した事件の報告について(胃がん検診車取得契約の変更について)を議題といたします。説明を求めます。

総務部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

牧野 晶君 非常に雪国あと新しくのをやるということはいいいことだと思うのですが、ちょっとお聞きしたいのが一番後ろの車体サビ対策例えばステンレス化や、あとソフトウェアの更新ということですけど、新発売で、例えば契約した5月から新しく売り出したのでこれも追加した方が本当はいいのではないですか、というのであればわかるのです。要はたぶんステンレス化などというのは昔からあるものなわけですよ。それを今になって専決でやってくるというのは、打合せがしっかりしていなかったということではないのかなという思いがあるのですけれど、そこのところはどういうふうになっていたのか。

要はいやちょっとミスったな、というのでステンレス化もやはりやっていこうかなという、仕様が甘かったということを知りたいのです。そこのところをどういうふうにご答弁をお願いします。

市長 これはご承知のように宝くじ助成金ですべて賄うものでありまして、当初は結局この仕様をできるほどの金額にその宝くじの助成金にならないといいますが、予定していたのが6,000万円だったと思うのです。それでちょっと仕様を落として何とかこれでやっていこうと、こういうことになりました。ところが入札させていただいたところ請負者が出て、補助金をいっぱいというか満額とは言いませんけれどもそれを使えることになりましたので、ではこういう機能を入れさせていただきたいと、こういうことありますのでよ

ろしくお願いいたします。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。以上で専決処分した事件の報告について(胃がん検診車取得契約の変更について)の報告を終わります。

議長 日程第9、第84号議案 字の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

阿部久夫君 この小松沢地区は私のすぐ近くの集落で、今まで大木六ということでもって非常にまぎらわしかったのですが、字の変更があってよかったと思います。旧塩沢町におきましては、いたるところにこういったなかなかややこしい場所があるのですが、そういった地域に対しての取り組みというか、字の変更についてはどのようになっているのか。こういう機会でありますのでちょっと聞かせてください。

総務部長 今後の字変更についての取り組みということですが、行政の方からこういうものができるかあだというPR関係はしていくつもりはございません。いろいろな集落の歴史等もございますのでその辺、地元の要請等、申請等にあわせて、うちも基準がございますのでその辺を斟酌しながら決定していきたいと考えています。以上であります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第84号議案 字の変更については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第84号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第10、第85号議案 南魚沼市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び南魚沼市特別職報酬等審議会条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第 85 号議案 南魚沼市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び南魚沼市特別職報酬等審議会条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第 85 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 11、第 86 号議案 南魚沼市認可地縁団体印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 (提案理由の説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第 86 号議案 南魚沼市認可地縁団体印鑑条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第 86 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 12、第 88 号議案 平成 19 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 (提案理由の説明を行う。)

市民生活部長 (説明を行う。)

議 長 つぎに監査報告をお願いしたいと思いますけれども、監査委員から第 93

号議案までの特別会計6会計の監査報告をここで一括して行わせていただきたい旨の申し出がありました。これを許したいと思えますけれどもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは監査委員の監査報告を求めます。

広井監査委員 (監査報告を行う。)

議長 総括質疑を行います。

腰越 晃君 ただいまの決算意見書の内容について1点質問したいのですが、52ページ(7)特別会計決算審査意見 国民健康保険特別会計、丸の6番目、支払い準備基金の額が本年度積立金183万円を積み立て云々と。2億円取り崩し、結果5億1,329万円の残高となっているというふうに記載されております。それで同じ資料の57ページ(4)で基金の残高等基金の動きが説明されている表があるのですが、そこに国民健康保険支払準備基金18年度末、19年度中増減入りまして19年度末残高7億1,200万円というふうに記載されておりますけれども、18年度末残高から審査意見、あと先ほど説明があった内容の基金の動きを考えていくと5億1,300万円というのが正解じゃないかと思ったのですけれども、とらえ違いでしょうか。

会計課長 ただいまの基金の残高でございますが、基金の会計は歳入歳出外現金という会計で処理をしております。3月末をもちまして会計を閉鎖してしまいますので、予算と基金の残高がちょっと時期が2カ月会計閉鎖期分ずれる関係があります。最初の説明の分の中の金額は5月末まで予算とのやり取りをした額で2億円、会計閉鎖期に2億円を取り崩してありますので、その分減った額で残高が上がっております。

こちらの表につきましては3月末時点で歳入歳出外現金を締めますので、3月時点ではまだ2億円を取り崩しておりませんので7億円まだ残っているような数字になっております。ちょっと会計の決算処理上やむを得ないことになっております。正式な年度末残高基金というと3月末ですべて数字を固めてしまいます。でこの「(4)基金」という3月末の表ができてしまいます。

ただその後、会計閉鎖期に19年度の予算で20年度の基金を変更していくかたちになりますので、5月末にならないと本来のその基金残高という数字が出てこないのですが、会計処理上どうしてもその会計閉鎖期が一緒になっていませんので、歳入歳出外現金は企業会計の病院や水道と同じ会計で、3月末をもってぴたっと動きを止めて20年度に送ってしまいますので、この関係で表と表現がちょっと一致をしないというところがあります。そういうことでございます。

腰越 晃君 我々はこうした基金の数字というのは、やはり非常に重要な数字だと思うのですね、会計を見るときに。まずどのぐらいこの市はお金を持っているのだらうと、普通一般市民でも関心があるところだと思うのです。それで締めた時期によって違うと。3月末はこのうしろの(4)番の57ページの表であるということですよ、3月末は。その後最終的な調整等の締めを行って、5月末段階では52ページのような5億円に減っていますと

ということになるわけですが、そこら辺のところをきちんと説明してもらわないと。私、単純にとらえれば3月末で5億1,000万円になっているはずだろうというようにとらえました。

やはりその辺のところをきちんと 全ての基金がそうなのかはわかりませんが、その辺のところを説明してもらわないとやはり19年度末というのは3末日ですから、そのところでやはりすべての数字というのはある程度きちんととらえられるようなかたちにして、そのあとこういう変動があったということをも改めて説明してもらわないとわかりません。やはりずっとこの一連の意見書を読んでいけば、ここでこう書いてあるのに後ろの表がこうというのは何だこれは、というように思われるかと思しますので検討をお願いいたします。

会計管理者 19年度の財産に関する調書 まだこれは説明はされておらないと思いますが、財産に関する調書の一番最後47ページに基金の説明資料がございます。こちらが本来でいきますと3月末の基金の残高を正式にはいうものでございます。それで前年度末現在高という欄は、19年の3月末の数字があがってございます。その後決算年度中の増減がありまして、決算年度末現在高という数字が20年の3月末の数字でございます。

この摘要欄のところは20年5月末現在の残高ということであげてございますが、基金の会計整理は必ず企業会計と同様に3月、3月で締めなさいということになっておりますけれども、一般会計・特別会計からの基金の繰入れ、繰出しにつきましては会計閉鎖期内に処理をすることが可能となっております。

そうしますと一般会計・特別会計からの出し入れを年度を越えて歳入歳出外の基金会計の方に出し入れするというかたちになりまして、これは国の方の制度で決まっておりますのでちょっと表にしたときに非常にわかりづらいかと思いますが。会計上でいきますと5月末会計閉鎖期までに処理した分が本来の基金の残高ということになります。こと基金会計ということに説明がなるときには3月末の数字が正規の会計年度末の数字ということになりますので、ここにちょっと誤差が出てくるということです。そういうことでよろしくお願いたしたいと思います。

(「流れがわかるようお願いいたします」の声あり)

牧野 晶君 全般的な点でお聞きしたいのですが、特会ということであえて聞いてみたいと思ったのですが。前にも新聞報道などがあつたときにちょっと聞いてみたのが・・・新聞やテレビで一時期あつたのは、どこかの土地改良区で横領していた事務員さんがいたわけです。いまだにあんな2億いくらかもポッケに入れることができるのかと思って、そんな笑い話みたいな話がいまだにあるのだなと思って。

そんなことはないとは思いますがこちらの方には絶対ありませんよ、そんなことができないような体制がとれているのですよね、という話を聞いたら「いや、もちろんですとも」という答だったのですけれども。しっかりとどういうふうななんと言のか、うちの市ではそういうことは絶対ないというふうに思っていますが、新聞でもいまだにたまにまだそんな

問題が起きるところがあるのかというところで、どこかトンネルみたいになっているところがあるかもしれないので、そういうところのしっかりチェックがなっているのか。全般的にそういう指導が出ているのか。事務の管理者さんである助役さんや、あと企業部長さんにお聞きしたいと思う点と、あと監査委員さんの方にも、もしよろしければちょっとお答えいただければなと。まとめて市長でもいいですよ。

市長 100パーセントということはそう言われるものではありませんけれども、ただ、土改だとか先般国保連合もありましたね、どこかで。これはすべてがだいたいそういう起因は一人の人が会計を預かって全部やっている。ですので現金で入ってきたものをこうしておけばそれはわからない。そして決算期とかそういうときに、いわゆる数字をごまかして、通帳もごまかしているということになりますと、やはりわからないのですね。

今、市役所の体制は全くそういうことができない、すべて複数で確認しますので、銀行もそこに入りますし。ですからそういう不正ということは理論上あり得ない。ただ、例えば今日税金を納めに来た方が納めていってくれたその納付書やそういうことを全部チャラにして、一人でわかなくなっていていけば、その時点ではわかりません。だけれども来た本人が当然それが入っていないとすればまた督促が行くわけですから、いや、いついつここで払ったと。そうしますとそこへ行くわけですが、

納付書と現金は毎日きちんと合わせていますから、間違いなくそういう不正は行われぬというシステムにはなっていますけれども、一番はやはり公務員たる自覚を持ってきちんと対応していただかないと、今言ったようなところで間違いが起きないばかりではないというそういう懸念は若干あります。これはどこへ行っても同じであります。銀行でも同じですが、そういうことはありますが、まずそういうことがあり得ない状況であるということだけはひとつ。どこかの土改とか国保連合とかとはシステムが違うということを一つご理解いただきたいと思います。

牧野 晶君 市長からそういうふうな答弁を聞いて大変どこかの土改や国保連合会とは違うのだなという思いはあるのですが、事務方として今度は監査として初めて聞いてみたいというふうな思いがしたので、そういう点チェックをしっかりと中身を・・・事務方はそう言うけれども監査の方でしっかりとそういうチェックをしているのかどうか。そのシステムがちゃんと運用をされているのかどうかについてお答えいただければと思います。

広井監査委員 今ほど市長の方から話がありましたように、現金を直接扱ったりする段階でやるということになればこれは当然わかりませんし、私どもはあくまでも毎月25日に一応出納検査ということで全出された伝票、その決裁関係とかあるいは請求書が添付されているかどうか。これは本当に一枚ずつ全部検査しております。

あわせてこういった決算資料につきましては、出された資料あるいは棚卸等の確認を一応やるということになりますので、それ以上のことがどうであるかということになるとちょっとそこまではわかりません。

牧野 晶君 しつこいようすみませんけれど、現金を持ってきたときにポケットに入

れたというのが、その点だけちょっとそれになるとわからないというので。領収書は複写とかそういうふうになっているわけですね。それであればわかるのではないかな。ちゃんと領収書をレジを打ったときに見ていけばわかるのではないかなという思いがあるのですけれど、そこの整合はちゃんと合うようになっているのかの確認をしていれば、そのところは一応領収書まで改ざんをしなければできないということになるわけですね。そのところのすみませんご答弁をお願いします。

市長 そのとおりなのです。それを全部そっくりわからなくしておけばわからないということですが。でも必ず本人にはいわゆる領収書的なことは行っているわけですから、もし市の方でチェックしていった中で納めていないということで、例えば通知が行くわけですね。行ってとんでもない話だと。いついつの領収書がここにちゃんとあるじゃないかこうすればわかるわけです。だからその間をうまくやられれば、理論上はいわゆるその間で現金を動かせるといいますか、私腹に入れられるということはあるかもわからないということです。あり得るといいますかね。

しかし、そこはそれぞれの公務員倫理の中で間違いなくそういうふうにはしないということにはなって、皆さんが気をつけているわけですので、そうならないことを私は信じているわけですが、今、監査委員も触れましたように、そこをやられるとそれはわかりません。これはどこのシステムも同じで銀行も同じです。預けたもの、入れたものをチェックした書類もそっくりこうしてしまえばわからないと。一時的にはですね。いずれわかってきますけれども。そういう状況ですので、ひとつ市役所の職員を全面的にそういう面では信用をさせていただいてよろしく願いいたします。

議長 総括質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって総括質疑を終わります。

議長 ただいま議題となっております第88号議案は社会厚生委員会に付託します。

議長 ここで暫時休憩といたします。再開は2時55分といたします。

(午後2時35分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時55分)

議長 日程第13、第89号議案 平成19年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

福祉保健部長 (説明を行う。)

議長 総括質疑を行います。

佐藤 剛君 では1点だけお聞きをしたいと思うのですが、資料85ページ地域密着型サービスのデータがありますが、今ほど説明がありましたように介護保険法改正に伴いまして監査委員指摘のとおり予防介護が期待されるところです。私はこの地域密着型サ

ービスというのも非常に期待しているところが個人的には大きいのですが、思ったほど数字が伸びていない。その中では今、説明がありました。たぶん当初予定していた施設が増えなかったというところなのでしょうけれども。その辺、必要数に応じて施設数を予定したわけでしょうが、行政の方の考え方として施設が増えるような方策と申しますかそういうのを取っているのか。それとも民間の活力というのか施設が出るのに任せているのか。そこら辺の考え方をちょっとお知らせいただきたいと思います。

福祉保険部長　これは第3期、18、19、20と第3期事業でやっているわけですが、この中でもやはり介護予防のサービス費、諸費これにつきましては計画値に対して大分実績、18の実績、19の実績、20年は予算ベースですけれども、これを見ましても26.6パーセント。介護予防サービスの諸費、金額ベースですけれども、要支援1、2の方が利用されるサービスになっているわけですが、これにつきましても3カ年の各々のサービスを利用するであろうと思われる人の数を出しまして、それに基づいた予算措置をやっているわけです。

地域密着型サービスにつきましては、当然市町村の指定指導等がかかる施設ということで、非常に地域住民に密着した密接した事業とこういうことになります。ただ、介護予防のいろいろな事業をやっていますけれども、その効果というのもある程度やはりあるだろうとそう思っています。

あと魚沼圏域の中でどういう施設をどういうことで作っていくかとそういうことで、担当だけではなくて魚沼圏域の中でそういう組み立てをしていくものですから、やはり民間の事業者の熱意と申しますか、それがあつた程度ないとなかなか我々が予定したやつが実現をしていかないと。そういうことがありますので、民間の事業所の方と私どもと打ち合わせ協議をしながら進めていく、そういうことでもあります。この次の4期の方でこういう地域密着型の施設につきましては計画が今のところあるようです。

佐藤 剛君　では今3期が終わろうとして4期の中で見直しをしながらやるというようなことだと思うのですが、3期にしましても例えば認知症対応型通所介護というところについては、非常に計画と実績の差が出ているというところがあるのです。そういうところは3期の見通しが甘かったということなのか、もしくは3期の中の取り組みが不足をしていたというところなのか。今後4期についての考え方というのかその辺をちょっとお聞かせいただきたいのですが。

福祉課長　3期計画につきましては大幅な制度改正があったというふうなことで、事業所の皆さんもそうですし、私どももなかなかサービス需給の方向性が見られなかったというふうなことで、結果的に今ほど佐藤議員が言われたように稼働率が低くなっていると。地域密着型について特にそうでございます。

第4期計画につきましては、今のサービスの利用状況も把握できておりますし、今、事業所の意向調査等も進めましてこれから受け皿の整備への方向でございますが、大規模な特養等につきましては国の方で新設をかなり絞っておりますので、この圏域では新たな設置は難

しいと。いうふうなことで、今後見込まれる需要については先ほどの地域密着型、市の方で許認可ができるそのサービスの方で器を作っていきたい。受け皿を作っていきたいというふうなことで、引き続き地域密着型の施設だとかあと有料老人ホーム、それからサテライト的に作る小規模特養、そういった規模の小さいもので受け皿を作っていきたいというふうなことでございます。

そういったことで第3期計画の実績がある程度見えてきておりますので、具体的な計画が立てられるのではないかとこのように思っております。以上でございます。

和田英夫君 成果の概要、あるいは監査委員の資料に出ているわけでありまして、滞納繰越の関係と介護サービスの関係をお伺いしたいものでありまして。現年度分のこの300万円というのはやむを得ないものとして、滞納繰越分270万円の繰越金、それから不能欠損で186万円ほど出ているのです。このお金を払わない被保険者65歳以上は、全員が健康であれば何ら問題はないわけですが、介護認定で介護サービスを受けられる状況になったときにこの方が 国民健康保険税の関係については資格証とか短期証とかそういう発行をしているわけですが、この方々はなかなかそこまでできないわけですが、介護保険料を払っていない方々にはどういうお年寄りの対応をされているのか。

もちろん固有名詞は言わなくていいわけですが、全員が元気老人でそういう面での相談はとくはないというのか。あるいは若干介護サービスを受けなければならないという状況の方もいる、そういう答弁の内容です。

福祉保険部長 該当者が95人ほどいらっしゃいます。この中の95人の方をそれぞれどういう理由で保険料が納められないかを調べてみました。死亡による相続放棄の方が10人。それから行方不明の方が1人。病気障害が2人。あと過剰債務の方が11人。それから準生活保護世帯、低収入ですけれども18人。直近の市民税非課税世帯の方が11人。年金の担保債権の設定をしている方が2人。あとは本人及び世帯の納付拒否、納付できない理由が見当たらないけれども後年度の給付制限は覚悟しているが納めない、制度に反対する方も含めまして35人。転出者が5人。95人であります。

福祉課長 滞納者に対する給付の制限でございますが、まず1年以上滞納しますと現物支給から償還払いということで、自分で一度全部立て替えていただいて、一度立替えたのを保険料の方から支払いをするというふうなかたちになります。

これが1年6カ月以上になりますと、一部または全部差し止めることができるようになっております。その差し止めたサービス料から滞納分を納付してもらって、差し引きさせてもらうというふうなかたちになります。

更に2年で時効になるわけですが、時効になった保険料の未納の期間によって通常であれば9割給付になり1割負担になるわけですが、それが7割給付になって3割本人から負担してもらおうというふうな状況が続きます。その不能欠損になった期間によってその期間が決まるというふうなことで、介護保険の場合は2年というふうに時効の期間を短くしてあるのは、保険料の考え方が単年度勝負ですので、長くその債権を特定しないといえますか不安定な状

態にしておくのは好ましくないというふうなことで時効期間を短くしている。ただ、そのかわり最終的にサービスを受けるときには、そういった罰則がありますよというふうなことで収納率のアップを図っているというふうなことでございます。以上です。

和田英夫君　　そうするともちろん2年で不能欠損ですから、その後も払わなくても元気というかももちろん生存されているわけですから、その後にサービスを受ける状況になる場合は1割負担が3割負担だとか、そういうふうな決め事にしがっているわけですが。納付拒否の35人これは制度に反対だからどうなってもいいのだというように受け止めるのですが、問題はいずれにしろそういうことで払った、払わない、あるいは若干の払えない中で、最終的な介護サービスを受けたいというような事例が私は想像できるのです。そうは言っても何しろ大変だったからお願いしますという、そういう事例。あるいはまたそのために近くの民生委員の皆さんの相談なり指導をいただきながらという、そういう複雑な事例のようなものは現在にはあるのかどうか。概ね一つの決め事で特に問題点はないのだというような介護の決算の中身なのか。

福祉課長　　先ほど言ったようにそういったペナルティはありますが、それをかざしてその本人の介護を行政として保険者として放棄するというわけにはいきません。先ほど申しましたように7割から9割の給付の間で相手のそういった状況を見ながら、その率で調整をしていくというふうなことで、最低限の介護は提供せざるを得ないのではないかとというふうに思っております。実際にそういう給付制限を受けている方も何人がいらっしゃいます。

岩野 松君　　ちょっと初歩的な問題かもしれませんが、介護保険料というのは65歳以上になると納めるということで、すべてそういう皆さんのところへ来ますけれども、うちの近所で・・・はい、40からということです。結局介護を全然必要としないというか受けなくて亡くなった方が私の近所にいたのですけれども、それはそれとしてですが、介護を受けたいというときの規定みたいなものというか、例えば保険料は40歳からとそれから直接支払いは65歳からですけれども、というようなかたちで例えば今、後期高齢者の区分もしましたが、そういう年齢になったら介護を受けるようなかたちでの何か高齢者に対する要請なり申請なりが　　申請ではなくて、行政の方からそういうのがあるのかどうなのかというのはどうなのでしょう。

福祉保険部長　　介護保険サービスを受けていただくために介護認定審査会というところを通りまして、要支援1、2それから要介護度1から5までとそういう判定をいただけます。その判定をいただいた中でサービスを、どのランクの人はどの程度のサービスを受けられるかが決まってくるので、それはケアマネージャーさんとそのサービスを受ける方が話し合いをしながらどういうサービスをどの程度受けるかと。そういうことでもって決まってくるので、まず介護認定審査会の介護度、要支援になるのか介護認定になるのかこれを受けていただかないと。まずそこから始まります。

岩野 松君　　申請すればそれはそういうのはわかりますけれども、そうではなくて高齢者で例えば一人暮らしだとかずっとやっている人たちが、健常者でずっと生きているつもり

で生きているのですけれども、というときのそういうのというのはおかげはないのでしょうか。できるときにそれでずっと保険料を納めてぜんぜん使わなくても、そういうのが何かあるのかとあるお年寄りが聞いたら、いやそういうものはない。保険なのだから保険料は払ってもらわなければならないという話があったということですから、そこはないのでしょうかということですが。

福祉保険部長　今のそういう話になりますと民生委員という方が各地域にいらっしゃいます。民生委員の方がそういう方はほぼ100パーセント近く把握していますので、民生委員さんを通してこういう福祉課の方へ話がきます。

あとは保険料だけ払ってサービスを受けなくて死んでしまう方、そういう方は本望だと思います。本望です。介護保険の世話にならないで死なれるのは、私は本望だと思っております。

議長　皆さんにお願いしますが、今、総括質疑ということでございますので、総括質疑的な質問に終始していただきたいと思っております。

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

総括質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって総括質疑を終わります。

議長　ただいま議題となっております第89号議案は社会厚生委員会に付託いたします。

議長　日程第14、第90号議案　平成19年度南魚沼市老人保健特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長　(提案理由の説明を行う。)

市民生活部長　(説明を行う。)

議長　総括質疑を行います。

(「なし」の声あり)

総括質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって総括質疑を終わります。

議長　ただいま議題となっております第90号議案は社会厚生委員会に付託いたします。

議長　日程第15、第91号議案　平成19年度南魚沼市下水道特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長　(提案理由の説明を行う。)

企業部長　(説明を行う。)

議長　総括質疑を行います。

総括質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって総括質疑を終わります。

議長 ただいま議題となっています第91号議案は産業建設委員会に付託いたします。

議長 日程第16、第92号議案 平成19年度南魚沼市観光施設特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

産業振興部長 (説明を行う。)

議長 総括質疑を行います。

(「なし」の声あり)

総括質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって総括質疑を終わります。

議長 ただいま議題となっています第92号議案は産業建設委員会に付託いたします。

議長 日程第17、第93号議案 平成19年度南魚沼市訪問看護特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

福祉保険部長 (説明を行う。)

議長 総括質疑を行います。

(「なし」の声あり)

総括質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって総括質疑を終わります。

議長 ただいま議題となっています第93号議案は社会厚生委員会に付託いたします。

議長 日程第18、第94号議案 平成19年度南魚沼市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

水道事業管理者 (説明を行う。)

議長 つぎに監査委員の監査報告を求めます。

広井監査委員 (監査報告を行う。)

議長 総括質疑を行います。

中沢俊一君 この決算を見るたびに私は納得いかない表現があるわけですが。この流動比率、当座比率。確かに数字上ではこうなっています。ただ、この基本となっているのは例

えば電算機の更新であるとか、いろいろな事業に係わる工事の積立金であるとか、こういうのを前提とした積立金が豊富にあるということだと思っております。一般市民が、これだけ貯金があるのだったら値下げの方へまわせ、というようなまた見方も出かねない。この企業会計の会計原則の中で、例えば当座預金とか流動資産とかとは切り離してもう積立金というのは別個にして、流動資産に加えないというような会計処理はできないのでしょうか。

水道事業管理者 会計上おそらくそれはできないかたちになっております。積立金というようなかたちで会計の中で積む分はいいけれども、まるきりそこを通さないで積むということはできません。通した中で今も大分資金運用をするために貯金をしております。そういうかたちの一体となったやつですのであればできます。

中沢俊一君 できないのであれば仕方ありませんが、さっきもこの監査の報告にありましたけれども、老朽管の工事が、私にしてみれば滞っているから漏水が多くて有収水量が下がったというふうに見ておりますし、長年懸案になっておりました電算機の更新これもそう遅くならない間にやらなければならないと思っております。そういった事業にこうして貯金を残しておくばかりで支障があるのかないのか。私はやはり心配になってはいますがいかがでしょうか。安全な水を安定して供給するという使命があるわけですから。どうでしょうか。

水道事業管理者 今、資金の方が現金が14億円程度でございます。17年が18億円、18年が16億円になり、今回が14億円台に突入したと思います。これにつきましては借り換えで早期に返さなければならないというようなことで、借りなくてもそこへ充当したのが2億円そのうちありますので、まあまあ今年の場合はほとんど借り換え債に伴う償還に当てたのだなという感じがいたします。

ただ、これ有効に貯金だけしても原資がなかなか増えないというようなことで、今、定期でも0.6パーセントぐらいのかたちで運用しておりますが、そういうのではらちがあかないというようなことで、できるだけいいかたちがとれないかと今、資金の方はやっております。

ただこれうちの方では今、それがあのために一借りも起こしていないし、資金を上手く14億円を回しながらやらせていただいておりますが、一借りも全然起こさないかたちをとっていますので、まるっきりの資金運用はできないと思っております。以上です。

中沢俊一君 口がへたなもので意味が通じていないようですが、そういう資金運用とかそういうことでなくて、現場の事業の方で実際これだけ漏水が多くて有収率が下がっているわけです。電算機だって痛みがきているわけですよ。そういうことで事業に差支えがあるかないかということを知っているのです。

水道事業管理者 確かに老朽管があと30キロぐらいあります。それを早急にするのですが今は何せ下水と一緒に併せた中でやらせていただいているのですけれども、これが近いうちに下水が終わるといって、本当に困ったところだけしか残らなくなるようなかたちになるかと思えます。それについて単独でもちょっとずつやっていかなければならないなというようなことで計画はしておりますが。

それと中央の更新を一番最初市長から話が出ましたが、21、22、23年で3年でやり

たいというようなことで、あらゆる手はずを使って取り組んでいきたいということです。まあまあどっちへ転ぶかはちょっとわかりませんが、できるだけ有利な方法の方に転がせていただきたいと思って頑張っている所存でございます。

老朽管につきましてもなかなか、改良等で当たったところはみんな治るのですが、それから先まで継続してできる状態ではないのですね、今。そこがちょっとネックになっていて虫食い状態で残っているのが現状でございます。

中沢俊一君 市長にお伺いします。その21年から始まる事業の中で市長は 私の聞き違いだったらごめんなさい。国の補助金・補助事業あたりのこともまた探りながら、起債を探りながらというような話があったと思います。私はもう国の補助金というのはこういう水道事業には設備投資の場合ないと思っていたものですから、その辺の見通しが本当にあるのかどうかははっきりさせていただきたい。

それから起債の方ですけれども、身の丈に過ぎた借金をしてしまった、起債をってしまった。その反省からこういう積立金が今までなされてきた。またこれを起債ということのある程度念頭に置くのであれば、やはり積立金の何と申しますか本旨から外れてくる。その辺も含めて市長はどういうふうにお考えか聞かせてください。

市長 一般的に公営企業には補助金はないわけですが、今、水道事業関係の方ではいわゆる水道の広域化と申しますか、簡水を合併したりとかそういう面の中ではやはり補助金も出ている。いろいろ補助をやっている事業もあるわけですので。その辺が今、私ども企業団の用水供給から合併をして、一つの全部今度は用水供給事業というのはなくなったわけです。

そこで今度はその用水供給事業用に供していた部分と、普通の配水用に供していた部分、ほかにも簡水があります。それから専用水道これらを上手く合併するという方向の中で上手くいけば補助金が使えられないかもしれないということのことです。(「かもわからない」の声あり)まだ「かも」です。ですからそう言っております。そういうこともあるのでそういうことが上手く適用できればそれを使っていきたい。

それから起債につきましては、今お金を貯めている10億円とか14億円とかという部分は、前の反省で貯めたなんていうのではないのですよ、これは。これは前々から言っているように平成20年度ごろには機器の交換があると。老朽によって換えなければならない。そのために用水供給事業団として貯めていたのですよ、これは。前の反省があって起債を起こさなくていいように貯めていたなどという金では全くありません。ですので、これは本来機器の更新に使うものですけれども、今言ったように補助事業があればそれを使いたい。

それから起債も一度に今この14億円あるお金をどんと使ってしまうよりは、起債が対象になれば今度は それは起債対象というのはいわゆる交付税対象の部分にもはね返ってくるわけですから、そういうことで有利になればそちらも使いたいとそういうことです。

そして企業長が言いましたけれども、いわゆる手持ち資金があるがために一借りをしないで済んでいるのですね、今。そういう有利性もありますから、例えば手持ち資金を全部ゼロ

にしていいのかとこういう議論もあるわけですので、一借りをしなくて済む範囲のやはり現金は持っているながら、足らざる部分は起債対応をすることでいろいろ方法を考えなければならぬ。そういうトータル的なことを申し上げたところであります。

腰越 晃君 簡潔に3項目伺います。1点目は市内に大量に地下水をくみ上げて様々な事業に利用している事業者があるわけですが、こうした方々が下水に流してくれればまたいいかと思うのですが、下水にも流さない、直接河川に流してしまうというような事例が結構あるように思います。

こうした事例を見るにつけ、以前から地下水についても何らかの水道に切り替えていくかという、そういったことが可能であれば事業者に対して話ができないか。あるいは利用した水を排水し流すときには下水に流せないか。

こうした話は何回かこれまでも、町・市の方にお伺いしたことはあるのですが、なかなか難しいと。料金をかなり値下げしても入れてもらった方がいいのではないかと。水道水の使用についても、もうだいたいこれから減少していくのではないかという見込みの中では、やはり思い切った対応をとるべきではないかというようなことを考えてきた経緯もありますし、お伺いした経緯もあるのですけれども、そうしたことについてどのようにお考えになっているのかお伺いをしたいと。

2点目は29ページの方に企業債の明細書というのがありまして、財務省関係の方ですね、やはり財政投融资ということになると、返した元、返さなければならない先のことを考えればなかなかこういう高利であっても借り換えは難しいのかなというように考える部分もあるわけですが、やはり根っこが例えば年金であるとか郵貯であるとかということがあるかもしれないし難しいのかなと思うのですが、今後こういった高利のものを低利に借り替えていくという見込みについて。昨年はあったわけですが、今後どうなのかお伺いしたい。

3点目は確か今年から高料金対策については100パーセント一般会計の方から繰り入れを行っていると思うのですが、20年度の水道決算見込み今から言うのも早いかもしれませんが、2億円ということであればおそらくとんとんぐらになるのではないかなという期待があるのですけれども、見通しとしてどうなのでしょう。以上3点についてお伺いをいたします。

市長 最初の1点目の方は私の方からお答えいたします。2、3点は企業管理者の方からお願いしますが。水道水の消雪というのも検討してみました。ところがこの水が夏場は温かくて冬は非常に冷たい。三国川の頭首口から取り込むときは零度ですね。そしてあそこで浄水をしながら管を使って流れて行って各家庭に入るときに、5度あるいは6度まで上がるか上がらないか。この水ですと出しておけばそこへ穴をあきますけれども消えないのです。相当大量に流せば別ですね、屋根みたいなところへ上げて流せば別ですが、非常に難しいということで、これはちょっと断念せざるを得ません。

それから下水に流入というのは、これはうちの下水は合流方式ではありませんので、これはとても他の雨水や表からの水を入れるともう管が全くなるといいますかオーバーフローし

てしまうということです。流れるは流れるのでしょうけれどもそれだけの能力はありませんので、合流方式はちょっと考えられないということです。ですのでちょっと今ご提言の1点目はなかなか実現ができないということでひとつご理解いただきたいと思います。では2点目、3点目をお願いします。

水道事業管理者　それでは起債の関係のお話がありました。先ほど来ちょっとお話をしましたが21年3月と22年3月で6パーセントから7パーセントの間のやつが繰り上げ償還になります。それから22年3月に5パーセントから6パーセントの間のものが、各々一般会計もそうですし、うちも下水もみんなそういうかたちになりますので、そこらあたりお願いしたいと思っております。

ちなみに水道の方では20年の予定が22億円ぐらいあります。それから21年が16億円ぐらいの繰り上げ償還というようなかたちになるうかと思っております。

それから20年の高料金のお話がありました。予算上では100パーセントでありました。これは見込みでいろいろの補正予算等をして3月また最低最終調整をしていただきたいと思っておりますが、まあまあそれに向けてのお話になっております。

ダム納付金のお話も含めた中で再度また協議をしなければならない場合も出てきますので、そこらあたり今の補正予算の中では一応カットというようなかたちで提案しておりますが、いろいろの要素を考えますと再度また協議が必要かなという感じもいたします。それはまた再度、協議後の内容をまたお示しさせていただきたいと思っております。以上です。

腰越 晃君　1点目の質問がちょっと内容を理解していただけなかったなと思うのですが。市内で例えばいろいろな意味で、きのこ栽培あるいは海産物の販売そうした事業をやっておられる方々がいらっしゃるわけですが、いずれも大量の地下水をくみ上げて利用していると。それについての排水は河川に排水をしているという状況なわけです。

お伺いしたのは例えば今、地下水についてもやはり大量に使うというのはいろいろ問題が生じるでしょうし、また地下水の水源これの権利関係、税金関係ですね。これはまあいいのですけれども、そうした問題も生じてくるのではないかと。というようなことを考えていった場合に、事業者に対して地下水から水道に切り替えるような話ができないかと。それで水道の使用量を上げることはできないか。

同時にそういったいろいろな事業活動、生産活動でもよろしいですけれども企業活動に利用して排水する際に、やはり下水道を使いなさいという指導ができないか。大量に使うのであればやはりそれなりに安く料金を設定してやる。そうしたことで今の水道についても下水道についても、もう少し量を増やして料金等の増額に繁栄できる、そうした考えは持っていないかということをお聞きしたのが1点目でございます。

2点目ですけれども、平成20、21年はわかったのですけれども、こうした4パーセント、5パーセントという高いものについて、今後やはり財務省の方針としては繰り上げ償還というのは・・・低利への借り換えですね、すみません。こうしたものを繰り上げ償還をした上で借り換えというのを認めていくのかどうか。その辺のところをお伺いしたいというこ

と。見通しについてお伺いをしたいということ。

それで3点目ですが、収支とんとんぐらいになったら、もうそれで何とかプラスに持っていくような補正をすべきではないかなという。先ほど市長はもう赤字補填の一般会計から特別こういった企業会計への繰り入れは一切しないという、そういう強い決意を述べられたわけですがけれども、多少であればプラスに持っていくということも重要ではないのかなと私は思うのですけれども、その考え方はどうでしょうか。

市長 失礼しました。1点目については地下水利用をやっていらして水道水で対応が可能という部分については、極力進めていかなければならないと思っております。今おっしゃったように大量に使えば当然ですけれども料金は相当減免をしながらやっていけると。塩沢地区の大きなホテルなどはまだ水道が行っていないのですね、そういう部分も視野に入れながらやはり使って。つながりますからね、私どもは工事を当然投資しますので、そういうことも含めて需要を増やす努力は一生懸命やっていかなければならないと思っております。

生活水的に使った水を下水の中に流し込むのは結構ですけれども、今言ったように何かどんどん、どんどんと洗うために地下水をくみ上げている部分を、それを下水に流せというのはちょっと無理だということでもありますので、その辺は。例えば今またけさんがあそこで三国川にどんどんと排水をしていますけれども、あれが例えば水道水であったとしても、あれはちょっと下水に流し込むわけにはいかない。そういうことですのでよろしく願います。

それから金利の方の関係はまたあとで応えていただきますが、先ほど触れましたように病院も水道も、赤字がゆえにそれを補填するための一般会計からの繰り入れは、原則行いません。行いません、これからも。ただ、状況的にこういう状況があってこの年度までにといい見通しが立ったり、今、例えば基幹病院の問題がある。水道もいろいろ投資事業をやったあとの経営の見通し等があるわけです。そういう中で赤字対策としてではなくて経営改善対策としてのこれは、全く拒むということではありませんけれども、赤字が出たからそれを補填ということは一切やらないという覚悟でしておりますのでよろしく願います。

水道事業管理者 借り換えのお話をこれから先どうなるかというような見通しについてのお伺いだと思います。地方がやはり声を出さないと、これも相当出して今の話になったそうですので、今度は5パーセント以下のものについてもやはり3パーセント以上のものについてはそういう声を出していかなければならないかなと思っております。現状にやはり合うかたちにもっていかないと、いつまでたってもこの問題は逆転すればいいのですが逆転しこないですので声を出していきたいと思っております。以上です。

議長 総括質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって総括質疑を終わります。

議長 ただいま議題となっています第94号議案は産業建設委員会に付託いたします。

議 長 日程第19、第95号議案 平成19年度南魚沼市病院事業会計決算認定
についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 (提案理由の説明を行う。)

大和病院事務長 (説明を行う。)

議 長 つぎに監査委員の監査報告を求めます。

広井監査委員 (監査報告を行う。)

議 長 総括質疑を行います。

宮田俊之君 大変な医師の確保でご苦労なされたのだなということで、それは大変感じ
ております。その中で二病院が市の方で経営をしているわけですし、診療科目の向き、不向
きについての部分でちょっと感想を伺いたいと思うのですけれども。新規の患者さんが大変
多く、外来患者が増えている中で入院させられなかったのが赤字になったということで、や
はり双方の病院とも内科をはずせないであろうというふうな意味もあるのですが。向き不向
きは当然あるかと思うのですけれども、監査委員としてこの経営分析を行ったうえで、どち
らの病院にはこういった。例えば急性患者向きのものはこちらの病院が強いから収益的にも
こういった科目をやった方がいいのだろうとか、慢性的な病院についてはこちらの病院がい
いのだろうというような振り分けが必要なのかなというふうに私は思ったのですけれども。
そういった感想がありましたらぜひ、監査委員もしくは事務長の方にその辺のことを伺いた
いと思います。

広井監査委員 今ほどのお話でありますけれども、私どもとしましてはこの提出された
ものについて基本的には計数的なものをきちとなされているかどうかということで、こう
したらいいとかということについての意見はちょっと申し上げられませんが、申し上げない
方がいいと思っておりますのでお願いします。

大和病院事務長 それでは私が大和病院の方を申し上げますが、基本的にやはり内科が
主体だと思っております。内科でいろいろ検査をしたりしながら病気を見つけたりするわけ
ですけれども、内科と結局連動しまして、内科で見つけて外科で手術をして入院管理を行うと
かというケースも結構ありますので、検診あるいは外科、内科と連動するという部分が必要
かと思えます。もう一つは今高齢者の方が多くなって非常に骨がもろくなっているといいま
すか、骨折とかそういったもので入院される方がおりますのでやはり整形は必要だと思いま
す。

最近一番感じておりますのは、小児科の常勤医がいなくなったということで、常勤の先生
がいませんと入院ができませんし、それから今大学等で火、水、木、金、土と午前中、金曜
日は午後もやっているのですが、どうしてもいろいろな先生が来ているわけですので、なか
なか小さい子どもをお持ちのお母さん方の要望に応えられない場面がありまして、何とか小
児科の常勤の医師が欲しいなという。あるいはお子さんなんかはよく夜熱を出したりいろい
ろ具合が悪くなったりするのですけれども、外来で診ているときには小児科の先生がおらな
くて、中学生とか高校生ぐらいであればいいのでしょうかけれども、小さいお子さんなどは特

にやはり専門の小児科の先生がおいでになった方が非常に安心があると思いますので、私は内科、外科それから整形、それから最近は小児科の常勤が必要だなというふうに感じております。以上です。

城内病院事務長 城内病院におきましては今、医師は内科しかおりませんので内科を中心に。あとその他外科が必要な場合は、大和病院から先生の応援をいただいて行っております。整形外科その他の診療科目につきましては近隣の医療機関と連携を取りまして、転院等で紹介を行って診療いただいております。

城内病院が今まで果たしてきた地域における貢献、それから患者さんの状況を考えますとやはり内科と中心に、それと先ほど大和病院事務長が申し上げましたように、老人に対する骨がもろくなっている例えば膝関節、腰痛そういった患者さんに対応するための整形外科も必要になってくるだろうというふうに考えています。

それからやはりお年寄りが多いわけですがけれども、認知症に対する診療という意味では精神科もこれから必要になってくるのだろうと思いますけれども、いずれにしても医師を獲得しなければならない問題ですので、当面は内科を中心に診療をしていく方針になるというふうに考えております。以上です。

牧野 晶君 18年度の決算で城内病院は医師の数で社会保険の方からいろいろなことを言われたわけですが、今回は間違いはないと思うのですが、しっかりその辺をチェックしていると思うのですが、同じ轍を踏まない意味でもしっかりとやっているのかその点お聞きしたいという点と。

あと6月議会だけで確か1回和解があったわけですが、それ以外に今係争中なものがあるのかなのか。何も好きこのんで係争になっていくわけではないのですけれども、今あるのかなのか。中身はあまり聞かない方がいいのかなという思いがあるのでその点だけよろしくお願いします。

城内病院事務長 牧野議員のご質問にお答えします。もちろん同じ轍は踏まないようにしておりますし、患者さんを獲得して収益を増やして、その反面そういった減点返還が生じるというのが一番おもしろくないといいますが、先生からもそう言われておりますし。これほど頑張って返還しなければならないというふうなことはあってはならないことだと思いますので、日々医師の数につきましてはチェックしておりますし、そのためにいろいろな先生から応援をいただいて医師数の確保、それからあわせまして患者数とのチェックは行ってやっておりますので、その点は間違いありません。以上です。

大和病院事務長 後段の件でございますが今1件ございます。1件弁護士等と連絡をとりながら進めている案件がございます。

議長 本日の会議時間つまり5時までですがけれども、現議題を委員会付託する必要がございますので、あらかじめ延長することを承知しておいていただきたいと思います。

笛木信治君 付託委員会の委員ですので細かいことはいいのですが、大和病院についてみてみますと、2億円からの赤字があったのを今回は1億円を切ったということで、これは

今、全国的に地方の病院が経営改善に努力している中では、私はやはり大きな出来事だと思っています。一般会計からの繰り入れとか給与費の削減とかあったにしても、それはそれで私は評価しなければならないと思うのです。

問題は、今、基幹病院の建設を控えての南魚沼市の場合、病院の再編ということが大きなひとつのテーマであるわけです。やはり大和病院が地域医療を守るという意味で検討していると。1日に625人も外来患者がいるわけですから、それは六日町病院などをみたらその半分ですから相当健闘をしているわけです。こうなってくると従来から市長が言われてきた南魚沼市の病院の再編について一考を要さなければならないような事態になるのではないかというふうに思うわけですが、そこら辺のお考えをひとつ。これは委員会では聞けませんので市長からお聞きします。

市長 一考を要するということがどういう意味で申し上げているのかちょっとわかりませんが、基幹病院の扱う診療科目、そして1次、2次、3次この部分をどこまで基幹病院が扱うかによって大和病院のあり方、六日町病院のあり方、城内病院のあり方が全部変わってくるわけであります。私が申し上げているのは六日町病院を県がこれは経営を撤退するわけですから、この病院をではそのままにしておくということではなくて、市できちんと運営をしていきますと。当然民間参入も考えていることでありますけれども。

では、六日町病院でまずどういう診療科目をどれだけやるかということはまだ全く決まっていません。大和も同じです。城内病院も同じです。ですので再考しろと言ったって再考のしようがないのです。ですから基幹病院の基本が固まって、その上ででは大和病院は外来診療だけでいいのか、入院まで今みたいにやらなければならないのかと、そういうことを決めていくわけですのでまだ全くそこまで決まってはおりませんので、来年度きちんとそれを打ち出していくということであります。

議長 笹木さん、委員ですから委員会で（「今、市長に」の声あり）市長に答弁をもらいたいわけですね。わかりました。

笹木信治君 端的に申し上げますが、従来から言いますと市長は大和病院については、基幹病院ができればいわゆる診療所化というようなことを今まで言ってきたと思うのです。今この1日600人も外来患者が訪れるという地域の皆さんのよりどころとしている病院ですよね。そうした点で再編に対する考え方というのは一考しなくてもいいのかということをお聞きたわけです。

市長 大和病院は基幹病院が2次診療までやるという方向を出せば、それは2次診療をやる必要がありませんので1次診療、いわゆる診療所化ですね。外来患者というのは診療所であっても別に2次診療をしなくても外来は外来で大和へ行けるわけですから、特別何の困りもないということです。そこで入院が必要な方は基幹に行ってくださいと、ということですから特別の支障は生じえません。ですから今まで大和病院を利用していた方が基幹病院ができることによって不便になったとか、そういうことは絶対しないということだけは申し上げておきます。

議長 総括質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって総括質疑を終わります。

議長 ただいま議題となっています第95号議案は社会厚生委員会に付託をいたします。

議長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますがお異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定いたしました。

議長 本日はこれで延会いたします。次の本会議は9月8日午前9時30分当議事堂で開きますのでお願いをいたします。大変ご苦労さまでございました。

(午後5時00分)